

第391回南国市議会定例会会議録

第3日 平成28年6月15日 水曜日

出席議員

1番 神崎隆代君	2番 植田豊君
3番 浜田憲雄君	4番 山中良成君
5番 岩松永治君	6番 西川潔君
7番 土居恒夫君	8番 高木正平君
9番 有沢芳郎君	10番 中山研心君
11番 前田学浩君	12番 村田敦子君
13番 岡崎純男君	14番 小笠原治幸君
15番 野村新作君	16番 浜田和子君
17番 浜田勉君	18番 土居篤男君
19番 福田佐和子君	20番 西岡照夫君
21番 今西忠良君	

＊

欠席議員

なし

＊

出席要求による出席者

市長 橋詰壽人君	副市長 平山耕三君
副市長 吉川宏幸君	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 西山明彦君
財政課長 渡部靖君	企画課長 松木和哉君
情報政策課長 崎山雅子君	危機管理課長 中島章君
税務課長 山田恭輔君	市民課長 島本佳枝君
子育て支援課長 田内理香君	長寿支援課長 原康司君
保健福祉センター 所長 岩原富美君	環境課長 島崎哲君
農林水産課長 村田功君	商工観光課長 長野洋高君
建設課長 松下和仁君	地籍調査課長 古田修章君
都市整備課長 若枝実君	上下水道局長 西川博由君

会計管理者兼 参事兼会計課長	橋田裕子君	福祉事務所長	中村俊一君
教 育 長	大野吉彦君	教育次長兼 学校教育課長	竹内信人君
生涯学習課長	谷合成章君	監査委員局長	細川千秋君
農業委員会 事務局 長	土橋愛君	消 防 長	小松和英君

—————

議会事務局職員出席者

事務局 長	秋田節夫君	次 長	公文知子君
書 記	岡崎辰彦君		

—————

議事日程

平成28年6月15日 水曜日 午前10時開議

第1 一般質問

—————

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

—————

午前9時59分 開議

○議長（西岡照夫君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

—————

一般質問

○議長（西岡照夫君） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。19番福田佐和子さん。

〔19番 福田佐和子君登壇〕

○19番（福田佐和子君） おはようございます。

私は、通告をしてあります市内中学校生徒の自死について、1、重大事態に対する市長、教育長の認識と御遺族への対応について、2、いじめ防止対策推進法は生かされたのかについて、3、南国市調査専門委員会の人選と報告内容について、4、子供の命を守るための今後の課題と取り組みについてお尋ねをいたします。

一人の大切な命が絶たれたという重い事実を関係者とともにも市民がしっかりと受けとめ、今後二度と繰り返さないために、これからできることを確認するために、その思いで質問をいたします。

この議会で再び南国市の子供の命が絶たれたことについて発言することになろうとは思っていませんでした。本当に残念でなりません。今回もまた何の力にもなれず、生徒さんにも御遺族にも大変申しわけない思いでいっぱいです。本当に申しわけありません。Kさんの御冥福を心からお祈りしながら質問させていただきます。

病気や事故などではなく理由がわからないまま突然大切な子供さんを亡くされた御遺族の悲しみ、悔しさを考えますと、安易な気持ちで質問することはできませんが、御遺族の皆さんが悲しみの底から少しでも立ち上がることができるように、そして二度と同じようなことが起きることがないようにと心から願いながらお尋ねいたします。

突然の死から9カ月、今も嘆き悲しむことさえできない、そんな状況におられる御遺族の心情を御理解の上、市長、教育長には誠意ある答弁を求めたいと思います。同時に、決して二度と繰り返さない、そのためには事実を明らかにし、南国市の全ての子供の命を守るという決意を市民に表明されることを強く要請しておきたいと思います。

8年前、大篠小学校5年生の虐待死事件は、今も折に触れ名前が出るなど、市民の中には救えた命として悲しみとともに後悔の念が消えておりません。検証委員会では、市教委を初め学校内での情報共有、通報の徹底、気づいた先生の話を受けとめなかった民間人校長、児童相談所の体制、警察の対応などが厳しく指摘をされ、改善を目指していたはずですが、何よりも子供の命が最優先だと肝に銘じたのではなかったのでしょうか。当時の議会で市長は、今回の虐待だけでなく、不登校やいじめ問題についても対応を講じるべきだと答弁しています。教育長は情報の把握が十分でなかった、このことを認めておられます。市長、教育長のもとで検証委員会の提言に基づき、今日まで取り組みや改善が図られてきたのではないのでしょうか。提言が活かされ実行されていれば、今回も救えた命ではなかったのでしょうか。学校内でたびたびSOSを発信していたのに、誰にも届かずじまだったことが悔しくてたまりません。まだ15歳、お母さんが命がけで産んで、家族で育てた大切な子供です。同じ母親の一人としてこれ以上の悲しみはありません。御遺族の願いに応え、事実に基づく対策を求めるために4点についてお尋ねをいたします。

まず、1点目は、中学生の自死という重大事態が起きたことについての市長、教育長の認識と対応についてお尋ねをいたします。

3月31日、調査報告書を求め、高所に記事が掲載をされました。昨年9月に県中央部の中学3年生の男子生徒が自殺しているのが見つかった。地元の教育委員会から諮問を受けた調査専門委員会がまとめた報告書からは、少年が置かれていた状況の一端をうかがい知ることができる。ゲームやガンダムのプラモデルづくりが好き。妹の面倒見がよい。挨拶ができると近所で評判。学校では一人であることが多い。人とのかかわりを積極的に求めない。学校生活の満足度を確かめるアンケートでは、フォローが必要な要支援群に常に属していたという。在校生ら500人にアンケートをして5カ月かけてまとめられた報告書、これをベースに生徒の死の背景、経過をたどった、という記事であります。

しかし、その中で両親のお話として、少年の父親と母親は本紙の取材に対し、報告書は核心に触れておらず、到底納得できる内容ではない。再調査をしてほしいと語った。父親はこういう形で調査し、結果をまとめてもらったことは評価すると話す一方、少年の自殺後に学校が行った在校生へのアンケートで、いじめと考えられる情報が複数寄せられていることを強調。火のない所に煙は立たないと思う。大事な部分が未解明でこれをもって「はい、そうですか」と言えるわけがないと無念さをにじませた。その上で、報告書はいじめを正すような内容であるべきなのに、息子の人格など個人的な側面にウエートが置かれ過ぎている印象を受ける。この内容でいじめの再発防止につながるとは思えない、と言われていました。学校側の対応に関する記述が少ないことも納得できない一因といい、学校ができたこと、できなかったことが整理されていないと指摘する。要支援群に属していた少年に日常的にどう接していたのか、3年1学期に行われたアンケートを少年が提出せず自宅に持ち帰っているが、それにどう対処したかなどについて記載が不備だとし、息子のこの行動をなぜ放置したのかと疑問を持つくんだりもあったと話しました。このようなことが二度と起こってほしくない。息子の死を通じて多くの人に学校やいじめのことを考えてもらいたいと両親は語っているという記事の内容でございました。

また、その後御遺族の方から寄せられたお手紙でも、調査報告書が出されて2カ月たちました。第三者委員会、調査報告書、学校、市教委の曖昧な態度、対応、全てに失望しました。報告書をもとに市教委、学校に対し質問をしても、報告書に関することは答えられないの一点張りで、我々の納得のいくような回答は何ひとつ得られずじまいでした。それぞれの調査を専門的な分野から見た分析、それ以上は何の根拠も持たない。委員会と報告書は一体誰のための何のためだったのでしょうか。ただはっきりと見えたことは、市教委、学校の醜い仲間内でののかばい合いに必死になっている姿と我々無力者に対する対応のモラルの低さでした。今回の問題、学校だけに責任を押しつけようとしているわけではありません。しかし、学校として全く落ち

度がなかったわけでもないはずですが。認めて謝罪をすべきではないでしょうか。市教委は学校に対しての指導をすべきではないでしょうか。ただ委員会を立ち上げました、調査報告書を出しました、以上やるべきことはやりましたでは、第三者委員会の立ち上げそのこと自体、無意味なことだったのではないのでしょうか。他県もこのような終わり方、曖昧な終わり方をしているのでしょうか。市教委、学校がともに態度が、時間が解決し、騒ぎが治まるのを身を潜めて待っているとしか受け取れないような状態です。今後、またこういう問題が起こったとき、何の参考にも解決の教訓にもならないでしょう。もう少し問題を真摯に受けとめ、真摯に取り組んでいただきたいと思います、ということです。

突然理由もわからないまま子供さんを亡くした御遺族に対して、市長、教育長はどのような認識のもとでどう対応されてきたのでしょうか。御遺族の思いを真摯に受けとめた対応ができたのか、まずお尋ねをいたします。

次に、2点目は、いじめ防止対策推進法はどのように生かされたか、についてお尋ねをいたします。

資料を議長のほうから配付をしていただいておりますので、その中にもいじめ防止対策推進法が全文載せられております。5年前に起きた大津市のいじめ自殺の後、2013年6月にいじめ防止対策推進法が制定をされました。これらに基づき南国市でも施行されているはずですが。この推進法の目的は、この法律は、いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止策等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することとされております。中には定義もありますし、またいじめの禁止、第4条では、児童等はいじめを行ってはならないということが明確にうたわれておりますし、地方公共団体の責務、学校の責務、教育委員会の責務、保護者の責務も同時にうたわれております。

そこでお尋ねをしたいと思いますが、この法律に基づいて施行された南国市のいじめ防止対策、具体的な運用の状況と今回の重大事態においてこの項目がどう生かされたのか。特に重大事態に対しては大変な状況になったわけですから、そのことについてお尋ねをしたいと思いま

す。市教委の取り組みと学校の現場で先生と生徒が共有し合えるどのような取り組みがされたのでしょうか、お聞きをいたします。

次に、調査特別委員会の（以下、第三者委員会といいます。）人選と報告内容について伺います。

第三者委員会の人選に当たりましては、法の審議過程で保護者の意見にも配慮し、公平・中立性が確保されるように専門家や経験を有する者が入ることが確認をされました。南国市の第三者委員会には、学校現場の経験者が入っていません。弁護士、心理学の専門家とともに、現場での経験者が必要ではなかったのでしょうか。

また、遺族が委員を選定できることについても、突然の事態の中、御家族の皆さんは希望する委員を選定できる、推薦できる状態ではなかったのではないかと想像されます。委員選定の承諾は、少し時間を置くなどの上で決定をされていたのでしょうか、人選の根拠と決定に至るまでの経過についてお尋ねをいたします。

次に、調査報告書の内容について伺います。

1点目は、Kさんは1年生のときの人権作文に次のように書いています。いじめを受けていく上で、僕はあることに気がつきました。それは、人それぞれだと思いますが、自分は生きていのにいじめのせいで死ぬということが怖くなくなるということに気がつきました。なぜ言い切れるかという、自分のその感情の中で思ったからです。これを書いた直前には、自殺未遂がありました。また、生徒アンケートでも、たくさんのいじめについての記述がありました。

しかし、この報告書では、いじめが要因だとはしておりません。9月8日には、早々とKさんに対するいじめやトラブル等に関する内容は確認できませんでした、ということが明らかにされております。

しかし、報告書の中の学校的背景のところにあります、いじめ、からかいのところでは、1年生のときにいじめがあり、教員によって指導が行われた。先ほど読み上げました人権作文では、死ぬということが怖くなくなると訴えていることから、いじめられた体験によって受けた悲しみが継続していること、特に自死が感情の中に存在していたことがわかる。実際に8月26日には先ほど申しあげましたように未遂がされましたが、2年生の9月の体育祭では、交友のない生徒から「そこのけや、殺すぞ」と言われ、「殺せるなら殺してみいや」と言い返してたたかれて鼻血を出す出来事があっております。2年生の終わりに跳び蹴りをされた傷ついた表情をしていたことから、Kさんがいじめを受けた事実があったと認められますと書かれているのに、なぜいじめが要因だったというふうに特定できなかったのか。遺族の皆さんもまた

これを読んだ私たちも納得がいくものではありません。宿題が間に合わない、勉強が苦手、親にも厳しく怒られている子供はたくさんいます。だからといって自分の命を絶つ子供はいません。いじめが全てでなかったとしても、これだけ大変な思いを学校でしていたのに、いじめが要因にならなかったのは理解できません。この報告書には、一人の子供の命を大事にする視点がない、これはこれを読まれた複数の市民の皆さんからの御意見でした。これでは誰をも訴えることなく亡くなられたKさんに対して、決して許されないことではないでしょうか。アンケートの設問も自分で見たかあるいはKさん本人に聞いたか、友達に聞いたかというものであり、みずから名乗り出ない限りわかりません。多くの情報を寄せてくれたのに、伝聞だからと認めないのも理解できません。調査対象者も1年生に入学してから少なくとも2年間の卒業生や転出の先生がおいでになります。追いかけて調査をしていないというふうに聞きましたが、いじめが要因とならなかった、そのためにも必要な調査ではなかったかと思いますが、遺族も納得できる、いじめが要因でない、その理由をお尋ねをいたします。

2点目は、3年間在籍したKさんに対して、学校がどう取り組んだかということがありません。担任の先生の個別の対応は出ておりますけれども、小学校のときから学校生活に支援を要するということが毎年引き継ぎがされております。しかし、本人が困らないように情報を共有し、学校全体でどう取り組んできたのかということがありません。自信を取り戻す教育の場が保障されていたのか、いじめはしないとの教育をどのようにしてきたのかがわかりません。学校でできたこと、なぜできなかったかということをも明らかにしなければ、幾ら再発防止といっても言葉だけで終わることになります。本人の困難だけを強調するのではなく、教育の専門家としてどう対応したのか。できないことあればその理由も明らかにすべきではなかったでしょうか。全て学校の責任だと言っているのではありません。家庭と学校それぞれの役割の中で子供は育っています。この報告書を読んだ人は、生徒が亡くなったのに学校のことが報告されていない。子供が大切にされていないのではとされています。支援が必要だったKさんに対する学校としての取り組みが報告されていないのはなぜか。全員の先生から聞き取りが行われているはずなのに、学校としてのまとめができたはずですが、反映されておられません。なぜ反映をされなかったのか。

また、生徒アンケートにはいじめの記述がたくさんあるのに、先生からの聞き取りにはいじめの記載が余りありません。生徒みずから訴えない限り、どんなに大変でも学校の中ではそのままになるということなののでしょうか、お聞きをいたします。

3点目は、未解明の問題があります。この報告書には、第4、未解明の問題、以上が調査専

門委員会の認定した事実ですが、そこに記載したとおり、2年生の終わりにKさんに対して跳び蹴りをしていたとされるグループが誰であるか、3年時授業参観終了時にお母さんが聞いた物音が何だったのか、Kさんのワイシャツの破れがどうして生じたのか、これらの点は未解明のままですということになっておりますが、この検証委員会は、さまざまな資料に基づいて事実を検証するということではなかったのでしょうか、この未解明の問題はそのままになるのでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、4点目、報告書には個人名が書かれています。全国的に見ても名前は出していないのではないのでしょうか。この報告書がずっと先まで残るとなると、家族は大変つらい思いが続きます。実名にした理由があるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

次に、5点目は、報告文書には推定や修飾語が多く、第三者委員会でありながら情緒的で客観的な文章とは言えない部分が多々あります。この報告書の終わりには、こんなふうに書かれています。人権作文とワイシャツのほころび、これらはいじめとそのいじめによる苦痛を連想させます。しかし、そのことを生前Kさんに問うと、彼は言葉を濁しました。彼は誰に何を訴えたかったのでしょうか。どうしたら彼の叫びを聞くことができたのでしょうか。あるいは、そうなる前に誰かに発見してほしい、自分をとめてほしい、君はそう言いたかったのですか。我々がこの問いにずっと向き合っていくこと、そしてやがてその答えにたどり着くこと、それが悲しい決断を下したKさんへの返信である、我々はそう考えます。我々は返信しなければならぬ。この報告書はそのための一歩です、などというような、虐待死事件の検証委員会の終わりの文章とは全く違う中身になっております。この文章の書き方について、諮問した教育委員会は疑問を持たれなかったのでしょうか、お尋ねをいたします。

最後に、この報告書には4回エピソードという言葉が出てまいります。エピソードというのは、通常どのように使われているのか、聞いておきたいと思います。

次に、子供の命を守る今後の課題と取り組みについてお尋ねをいたします。

報告書にも再発防止予防のためにということで書かれておりますが、足立区では、いじめの予防には先生の多忙化を解消するとの一文が入りました。先生が忙し過ぎると、気かけながらも後回しになり、後手になることがあります。これまでも先生の多忙化の解消、少人数学級で一人一人の子供に目配りができる学校にと提案をしてまいりました。今回のような苦しみ、悲しみを繰り返さないために、Kさんの命を教訓にし、命を守る取り組み、真摯な取り組みが御遺族からも求められております。再発防止策についてどう取り組むのかお聞きをして、1問を終わります。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 橋詰壽人君登壇〕

○市長（橋詰壽人君） 福田議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。

前途ある中学生が、15歳という若さで命を絶たれたことは、まことに残念でなりません。亡くなられた中学生の御家族のお気持ちを察すると、言葉にあらわせないものがございます。ただただ御冥福をお祈り申し上げるばかりでございます。二度とこのような悲劇が繰り返されることのないよう、私たち行政を初め、学校・家庭・地域それぞれの連携の中で次代を担う子供たちの尊い命を守り、育んでいくための取り組みを進めてまいる決意でございます。

調査専門委員会の報告書や教育委員会が作成いたしました子供の自殺予防リーフレットも拝見いたしました。危機に至るプロセスや自殺の危険性が高い子供の特徴や心理を教職員にもいち早く理解してもらい、自殺直前のサインを見逃さない取り組み、子供たちの周りにゲートキーパーを意図的につくっていく取り組み、そして危険性の高いお子さんは保護者にも協力をいただき、専門機関に確実につないでいく取り組みなどの充実が必要であると考えております。そして、家庭との連携について、教育委員会だけでは難しい場合もあると思いますので、市長部局の関係各課とも連携がしっかり図れるよう取り組みを進めてまいる所存でございます。

以上、答弁といたしますが、福田議員さんに私は申し上げたいことがございます。以前、大篠小学校で虐待死亡事件が発生したとき、あなたは言われました。民間機関から登用された校長先生でなかったら、まるであの事件はなかったかのようなことを言われました。この場で私はそのことに対し、声を少し荒げました。今回、学校現場で教職員が醜いかばい合いをしておる。そしてまた、時間がたって事が治まることを身を潜めて待っている、こういうように断言いたしました。そのような言葉で断言できるわけでございますか。

○議長（西岡照夫君） 教育長。

〔教育長 大野吉彦君登壇〕

○教育長（大野吉彦君） 本市の中学生の自死につきましては、議員の皆様はその都度御報告させてまいりました。今回、福田議員さんからの御質問に御答弁申し上げるにつきましては、議員の皆様にもお受け取りいただけますよう、議長のお許しをいただきまして少し時間がかかりますが、御質問のありました重大事案への認識と対応について、いじめ防止対策推進法について、市の調査専門委員会の委員の人選と報告内容について、子供の命を守る今後の課題と具体的取り組みについてお答えをさせていただきます。

このたび本市におきまして、中学生の尊い命が失われたことは、本当に残念でなりません。

未来ある若い命が絶たれ、御家族のお気持ちを察しますと、ただただ痛恨のきわみであります。調査専門委員会からいただきました報告書をもとに、現在、再発防止に向けて全市的に取り組みを進めているところでございます。南国市教育委員会は、いじめ防止推進法第12条の規定に基づき、南国市いじめ防止基本方針を策定しております。南国市立小中学校においても、各学校の学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等のための対策を総合的かつ効果的に推進できる指導体制を定め、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実したさまざまな活動に取り組むことができるよう組織的に取り組みを進めておるところでございます。南国市教育委員会では、南国市いじめ防止基本方針の中で、児童生徒がみずから命を絶つという事案が発生した場合は、亡くなられた児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指して、御遺族の気持ちに十分配慮しながら、国が示しています児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針を参考に調査等を行うこととしております。当該指針には、基本調査及び詳細調査の実施等が示されております。本件におきましても、自死の事実を伝えての詳細調査につきまして御両親に御同意をいただき、本指針に沿って詳細調査を行うための第三者による南国市調査専門委員会を立ち上げました。

調査専門委員会の委員構成につきましては、当該調査の公平性・中立性を確保するため、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家などの専門的知識及び経験を有する者であって、調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者について、高知弁護士会、高知県精神科医会、高知大学、高知県臨床心理士会、高知県立大学からの推薦により選出されたメンバーで構成しております。

なお、委員の委嘱に当たりましては、事前に御遺族にも構成メンバーについての確認をいただいております。

高知弁護士会からは、2名の弁護士の推薦をいただき、1名は岩崎淳司様で、委員長を務めていただいております。もう1名は金子努様です。高知県精神科医会からは、高知大学医学部子どものこころ診療部精神科医師の永野志歩様を推薦いただきました。学識経験者としましては、高知大学から学生総合支援センター室長特任教授の松本秀彦様を推薦いただき、副委員長を務めていただいております。心理の専門家としましては、高知県臨床心理士会から高知大学教育学部准教授の古口高志様を推薦いただきました。福祉の専門家としましては、高知県立大学から看護学部教授の池添志乃様を推薦いただきました。以上の6名の委員の皆様は委員の委嘱をさせていただきます。

南国市調査専門委員会の発足と調査経過でございますが、9月3日以降、当該中学校での基本調査を行い、その結果を御両親に説明させていただきました。しかし、この調査からは、自死の原因や要因と確定できる事象等を見出すことができませんでした。

そこで、御両親様にも詳細調査の実施や専門調査委員会等について説明をさせていただき、昨年の9月20日に南国市教育委員会として詳細調査の実施を決定し、9月30日に第1回の調査専門委員会を開催いたしました。南国市教育委員会からは、調査専門委員会に対し諮問を行いました。調査専門委員会が行う詳細調査についての1点目は、児童生徒がみずから命を絶つという事案に至る過程や心理の検証を行い、原因・要因をできる限り明らかにする。2点目は、児童生徒がみずから命を絶つという事案の防止に生かすとし、事実の確認、みずから命を絶つに至る過程や心理の検証、児童生徒がみずから命を絶つことの再発防止、予防のための提言等について調査及び審議を行っていただきました。昨年の9月30日からことしの2月29日の第13回調査専門委員会までの5カ月間、岩崎委員長、松本副委員長のリーダーシップのもと、委員の皆様には本当に誠心誠意調査・審議をいただいたと考えております。

また、今回のアンケート調査及び1次調査から4次調査までの個別調査に御協力、御理解いただきました生徒の皆さん、保護者の皆様、そして御両親並びに全ての関係者に心から感謝を申し上げたいと思っております。また、感謝いたしているところでございます。

以下、報告書の内容と具体的な取り組みについては、この後教育次長より説明させていただきます。

○議長（西岡照夫君） 教育次長。

〔教育次長兼学校教育課長 竹内信人君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） 教育長に引き続きまして、私のほうから報告書の内容について、要旨を説明をさせていただきます。

福田議員さんの御質問にありました内容と重なるところもありますが、お許しをいただきたいと存じます。

報告書では、基本調査及び詳細調査により得られた情報を調査専門委員会が整理・分析し、該当生徒の生い立ちと家庭環境、中学校入学から3年生の9月1日までにあった出来事、これらのことについて事実認定を行うとともに、事実認定された内容や資料をもとに自死に至る心理過程について分析や考察を行い、再発のための提言をまとめていただいております。

まず、中学校入学から3年生の9月1日までにあった出来事についてでございます。

御自宅では個室を与えられていましたが、部屋の扉に鍵はつけられていませんでした。パソ

コンも携帯電話も持たされていませんでした。該当生徒は、1年生の1学期にあるグループからいじめを受けました。からかわれたり、たたかれたりという内容でございました。該当生徒は、このいじめを教員に話しました。教員は、そのグループと保護者、該当生徒と御両親を学校に呼んで和解の場を持ちました。それからはこのグループと一緒に遊ぶ姿も見られ、いじめは確認されていません。

ところが、1年生の夏休みの終わりに該当生徒が自殺未遂をするということがありました。父親が発見して事なきを得ました。しかし、父親が原因を聞いても話をしてくれませんでした。教員もこの自殺未遂を知り、該当生徒に事情を聞きましたが、該当生徒は何でもない、大丈夫と言っただけで多くを語りませんでした。その直後に該当生徒が提出した人権作文には、いじめを受けていく上で僕はあることに気がつきました。それは人それぞれだと思いますが、自分は生きたいのにいじめのせいで死ぬということが怖くなるということに気がつきました。なぜ言い切れるかという、自分のその感情の中で思ったからです、という言葉が書かれていました。心配した教員が該当生徒にいじめの加害者が誰であるかなどを尋ねましたが、ここでも該当生徒は言葉を濁しました。いじめは忘れることにしている。ゲームで殴ったり蹴ったりして相手を倒すことですっきりさせている、ということは話をしてくれました。教員は、該当生徒には内緒で御両親にこの人権作文のことを相談し、スクールカウンセラーへの相談を勧めるなどしましたが、しかし最終的には該当生徒が希望しなかったため、スクールカウンセラーへの相談は実現しませんでした。

1年の2学期には、給食当番の決め方が納得できなかったことから、該当生徒は教室で牛乳パックを投げつけるという出来事がありました。これがかえって周りから責められ、うずくまって固まってしまいました。2年生になると、一人でガンダムになり切る物まねをしている姿が女子生徒から不評を買い、距離を置かれる状況がありました。9月の体育祭、競技開始の整列時ある生徒から「殺すぞ」と言われ、該当生徒が「殺せるなら殺してみいや」と言い返したところ、たたかれて鼻血を出すという出来事がありました。これが2つ目のいじめです。10月下旬の合唱コンクールに向けたクラス練習の際、声を出すようにと女子に言われ、泣いたことがありました。11月には所属していたパソコン部の部室に自分のゲームを持ち込んだことを顧問にとがめられ、これを取り上げられるということがありました。それ以来、該当生徒はパソコン部へ行かなくなりました。

さらに、2年生の終わりに該当生徒が渡り廊下で、同学年の男子2名からすれ違いざまに跳び蹴りをされるという出来事がありました。これが3つ目のいじめです。このときの2人と1

年時のグループとの重なりは認められません。

ここで、いじめの定義について若干補足をいたします。

以前はいじめというのは、弱い者に対して一方的に、しかも継続的に深刻な苦痛を与えたものがいじめと言われておりました。しかし、平成18年度から文部科学省の定義が変わりまして、現在では一定の人間関係のある者から心身の苦痛を受けたらいじめということになります。

3年生になると、6月の職場体験でホームセンターにお世話になり、手先の器用さが評価されるなど、その能力を発揮する一方で、7月ごろになると同級生の前で冗談めかして、きょうだるいわ、死にたいなどということがたびたびありました。時には、俺夏休み中に死ぬわ、などと期限を区切るような言い方もありました。夏休み前に、該当生徒が着ていたワイシャツの第2ボタンをとめる穴が破れているところを母親に見せるということがありました。どうしたのかと母親が聞きましたが、その答えは、別にけんかとかそんなんじゃないき、というものでした。この時期好きだったゲームは、進路のことを理由に親から取り上げられていました。また、夏休み中には、俺が死んだらゲームは妹にやるということを妹さんに話すこともありました。

そして、夏休みの宿題が手つかずのまま9月1日を迎え、該当生徒は自宅の庭先で発見されました。その後、該当生徒の部屋の机の脇から、御本人の筆跡と思われる走り書きが発見されました。封筒の表面に書かれたものです。僕に関係するものは全て処分してください。そして僕のことは永遠に忘れてください、思い出してもいいことなんてないから。このほか遺品としては、該当生徒が通っていた学習塾が御自宅に宛てた通信文や学校で行われ、学校には未提出のままとなっていたアンケートなどがあります。学習塾の先生が書いた通信文には、該当生徒が学校生活が苦痛だと言っていました。かなり心配です、という記載があります。

また、学校に未提出のアンケートでは……。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(西岡照夫君) 議事進行についての動議が出ておりますが、賛成の方は2名ですか。3名ですか。確認しますが、4名。ちゃんと手を挙げてください。

ただいまの発言についての議事進行の動議が出ましたので、後刻議会運営委員会を開いて措置いたしたいと思っております。動議の内容について。

(「後刻じゃなくて今です。いいですか」と呼ぶ者あり)

19番福田佐和子さん。

○19番(福田佐和子君) 申しわけありませんが、その中身についてはいただいたものがあ

りますので、私が先ほど質問しました内容について答弁をしていただきたいと思います。で、答えられないということであれば、答えられないというふうに言っていただきたいと思います。が、それを読んで質問時間が終わります。よろしくお願いします。

○議長（西岡照夫君） ただいま福田議員から動議の内容についての質問がございましたが、経過についてを説明をさせていただいておりますので、そのように御理解をいただきたいと思います。

なお次長、内容については簡潔に。

（「それでは続けてよろしいですか」と呼ぶ者あり）

はい。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） また、学校に未提出のアンケートでは、私は一人の大切な人間であるとの質問などに対し、全く当てはまらないと答えております。このほか学校に提出されたアンケートも学校に残されていて、それらには嫌なことや悪口を言われたに丸をつけながら、そのことを学校の先生に相談したいですかとの問いには、いいえに丸をつけております。

以上、3つのいじめを初めとする出来事や遺品のほかに幾つかいじめを疑わせる情報もありましたが、いずれも調査を進めていく過程で、うわさの域を出ないとの判断に至ったことが報告されております。

次に、自死に至る心理過程について説明をいたします。

国の調査から、自殺はある日突然何の前ぶれもなく起きるというよりは、それに先行してさまざまなサインがあらわれることがわかっております。自尊感情が低下した状態、孤立感や無価値観を訴える場合も危険なサインだとされています。また、複数の要因が積み重なることによって自尊感情が低下し、孤立感や無価値観を感じ、自殺行動をとりやすくなります。

また、自死が起きるのは、特に夏休み明けに最も多いことがわかっています。

自殺の危機の本質は、耐えがたい、逃げられない、果てしなく続くという苦痛に満ちた感情であり、自殺行動は、問題解決のほかの選択肢の全てが失敗したと思われるときに用いられる問題解決行動だと考えることができます。自殺の予兆行動は、リストカットや自死願望の表明、死後の世界を話題にするといった行動が認められます。一般に児童生徒の自死の予兆は、察知しにくいこともわかっております。そして、該当生徒の心理的な背景につきましては、学校的背景、家庭的背景、個人的背景の観点に従って事実を当てはめ、自死を選択するに至ったのかの考察が報告書で記載されております。

まず、いじめやからかいについてでございます。

1年生のときのいじめは、学校の対処により関係者で和解し、その後継続的ないじめは確認できておりません。1年生の9月5日の人権作文での死ぬということが怖くなくなると訴えていることから、いじめられた体験によって受けた悲しみが継続していったことがわかります。

2年生の9月の体育祭でのトラブル、2年生の終わりに跳び蹴りをされるといったことがありました。また、3年生1学期にはQ-Uアンケート。Q-Uアンケートというのは、一人一人の理解と対応方法とか、学級集団の状態、今後の方針を把握するためのアンケートです。このQ-Uアンケートで無視される、からかわれたりばかにされたりするようなことがあると回答していることから、クラスにいるときは侵害されている感覚が強かったのではないかと考えられます。

また、学業不振や進路に関する悩みについては、苦手教科があり、相当しんどい思いをして日々の宿題やノートの提出など、提出物に取り組むことができず、学習活動に関する自身の能力への不全感を抱いていった可能性が考えられます。夏休みの宿題は3年間通して完成することができておりません。

しかし、職場体験学習では、非常に高い能力を発揮し、よい評価を受けていますが、そのような能力が学校において生徒全体の前で評価される機会は少なかったのかもしれませんが、3年生の進路相談において、志望校については頑張れば進学できるという状態でしたが、提出物が未提出であったため評価が下がることが指摘されています。提出物は大きなプレッシャーと感じた可能性があります。

また、友人関係での悩み、孤立感についてですが、中学校1年生のときに牛乳当番の決め方が納得できなかったために牛乳パックを投げつけるという事件が起きました。このエピソードからは、納得いかないことに対して言葉で訴えることが苦手であることがわかります。謝罪をしようと思ってもできなかったことから、対人スキルが高くなかったのではないかと推測されます。

2年のときには、ガンダムになり切る物まねが女子生徒から不評を買い、距離を置かれるという状況が見られました。また、合唱コンクールの練習では、注意され泣いてしまったことがあり、さらに集団の中で居場所を見つけられない気持ちを大きくしていったものと考えられます。こうした状況にもかかわらず、学校を休むことがなく皆勤でした。このことから、我慢強い性格であったものと考えられます。この我慢強さは、強みである反面、適切に解決されてないストレス状況下に長い間さらされていなくてはならず、心理的緊張を高める要因になってし

まいかねません。

また、家庭背景についてでございますが、御両親との不和は認め……。

○議長（西岡照夫君） 次長、少しそういった内容、細かい内容まで踏み込まずに、質問をされた内容をしっかりお答えをいただきたいと思います。

（「申しわけございません」「報告書の内容の関係です。もうちょっと説明を」と呼ぶ者あり）

報告書の内容。

（「はい、質問されてますので」「この中で答えてる部分が」と呼ぶ者あり）

余り細かいところまで……。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） 3年生のアンケートでは、家の人と一緒にいると安心できるとか、何でも話したり相談できる友達がいるに対し、全く当てはまらないと回答しております。

次に、社会的支持についてです。

さまざまな出来事のたび、家族や先生たちからの声かけサポートが認められています。その一方で、該当生徒が自分をサポートしてくれていると認識できなかった、あるいはサポートにより状況が好転したと感ずることができなかつた可能性もあります。

次に、対処機制、防衛とか自己を守る力ということについては、いじめは誰にも相談せず忘れること、ゲームで殴ったりして気分をすっきりさせるというものでした。夏休みに入る前にゲーム機は取り上げられ、ストレス発散の方法がなかつた状態だったのかもしれませんが。同級生の前で死にたい、夏休み中に死ぬ等の発言をしておりますが、それが日常的で冗談めかした表現であったため真意だと捉えられず、サポートにつながることはありませんでした。

そして、不均衡の持続及び危機状態についても幾つか考えられることが出ております。

9月1日は自殺が多いという報道に触れた可能性、全く終わらない宿題、休み明けの学級での生活への不安、余り得意でない体育祭といったことが、自殺行動をためらわせていたブレーキを緩めてしまったのかもしれませんが。

以上が考察いただいた内容なんですが、これとは別に次の3点が要約されて示されております。

1つ目は、いじめが直接の原因ではないと捉えている。2つ目が、人間の心理、特に思春期の若者が自死に至る心理過程、これを単純化することは本来難しく、また危険でもある。3つ目が、要約すると内的原因、これは該当生徒の中に潜む要因ですが、自尊感情や自己肯定感の

低さと自己実現の困難さ、その一方での我慢強さ。そして外的要因、これを取り巻く要因として、期限厳守の押しつけと終わらない宿題、進学と学業不振、人間関係のストレス、これを解消する唯一のツールであったゲームの学校、家庭での没収、唯一の支援者であった担任である先生の転出。これらの要因が重なり合って、人生そのものが耐えがたい、逃げられない、果てしなく続く苦痛と捉えられ、この苦痛から逃げられる手段として自死が選択されたのではないか、との見解をいただいております。

このような形で続いては、再発防止、予防に向けてのいただいた6つの提言について説明をさせていただきます。

1つ目は、自死の背景につながるサインに気づき支援する体制強化でございます。2つ目は、子供にとってのゲートキーパーを見つけ、子供を守る支援、ネットワークをつくることです。3つ目は、必要な専門機関に確実につなぐ支援体制の構築についてです。

○議長（西岡照夫君） 18番土居篤男議員。

○18番（土居篤男君） このままでは2問の質問時間がなくなりますので、本当にあと26分ぐらいしかありませんので、簡潔に。この報告書は福田議員はいただいておりますので、読み上げなくても結構です。福田議員の質問に対する答弁をお願いしたいと思います。

○議長（西岡照夫君） 土居篤男議員に申し上げます。

質問通告は報告ということも載っておりますので、それについて教育委員会が説明をさせていただいておる内容でございます。そのことを御理解いただきたいと思います。19番福田佐和子さん。

○19番（福田佐和子君） 報告について内容を聞くと、報告内容について聞くというふうに通告をしておりますので、報告全部を最初から最後まで読み上げていただかなくても、先ほど私が何点か質問をした内容についてお答えいただいて、それがお答えできるのであれば、できないというふうに言うてくださればそれで終わりますので。どうもいつもの次長とは違うと思うんですけども。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） それでは、子供の命を守る今後の課題と具体的取り組みについて、お答えをさせていただきます。

現在教育委員会では、調査専門委員会いただきました再発防止のため、先ほど申しました6つの提言を受け、市教委として次の再発防止に取り組んでおります。

まず1点目は、各種調査等、児童生徒から発せられるサインを組織的に把握し対応していく体制の強化を図っております。例えば、Q-Uアンケートの利活用についても、要支援群の児

児童生徒のアセスメントについては、特に速やかに行い、組織的に支援を行う体制をつくるように取り組を進めております。

また、全国学力・学習状況調査での児童生徒質問紙調査においては、自分にはよいところがあると思うや学校に行くのは楽しいと思う、いじめはどんな理由があってもいけないことだと思うなど、自尊感情や学校生活、道徳に関する設問については、調査結果が学校に返ってくるのを待つのではなく、各校で速やかに把握をし、児童生徒一人一人に組織的に対応を行うようにしております。それぞれの調査やアンケートは独立したものとして取り扱うのではなく、子供を中心に据え、多角的に考察をしていく資料としていきます。

そして、把握したサインについては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、心理や福祉の専門家も交えアセスメントを行っています。特に今年度からは、ふれあい教室に週2日カウンセラーを配置し、全市的な支援や相談窓口として、保護者も相談できる体制づくりや各校のカウンセラーへのフォローができる体制をつくっております。さらに、保幼小中連携においても、引き継ぎシートの活用の徹底を図っております。

2点目は、教職員の研修等の充実を図っていくことです。

調査専門委員会の報告をもとに、危機に至るプロセスや自殺の危険性が高い子供の特徴や心理、アセスメントや支援、指導についてまとめた子供の自殺予防リーフレットを作成し、4月13日の全教職員研修にて解説を行い取り組みを進めております。資料については、本日お配りしておりますので、ごらんください。また、8月23日の全教職員研修では、外部講師を招いてゲートキーパー育成研修を行い、青少年の自殺予防教育に取り組んでまいります。

3点目は、専門家、専門機関等との連携についてです。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、こども相談係、子育て支援課等、関係機関の支援も受け、医療・心理・福祉等に確実につなぐことができるよう、学校と教育委員会で情報共有を図りつつ、個別の支援を進めております。また、既存の要保護児童対策協議会等の場を通じまして、関係機関との連携や協力や支援の充実を図ってまいります。

4点目は、自尊感情、自己肯定感を高める取り組みでございます。

児童生徒が安心して過ごせ、夢や志、自信を持てる学校を実現するためには、全ての教育活動の中に生徒指導の視点やキャリア教育の視点を持って取り組んでいくことが重要になります。現在、指定校で取り組んでおります志育成型学校活性化事業をもとに、全市的な取り組みの充実を図ってまいります。

5点目は、学習活動の苦手さを克服する支援体制の充実についてです。

児童生徒一人一人の学力を保障していくためには、各校での授業改善や学力向上の取り組みの充実を図ることや、家庭での協力もいただき家庭学習の定着を図ることが重要ですが、より積極的な学力保障の機会を保障できるよう、昨年度から放課後等学習支援事業により、放課後等の補充学習のための支援員を配置し、学び直しができる機会の確保を行っております。本年度は、昨年度の4校から13校に拡充して実施しております。

6点目は、御家族への組織的な支援の継続でございます。

このような取り組みを進めておりますが、それぞれの取り組みについても定期的に検証を行い、学校においては、子供や家族への支援に全力を注ぐとともに、教育委員会におきましては、再発防止に向けた組織や体制づくりの充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、大変長くなりましたが、本事案についての御質問のお答えとさせていただきます。

○議長（西岡照夫君） 19番福田佐和子さん。

○19番（福田佐和子君） いつにない次長の答弁をいただいたわけですが、おかげで遺族の皆さんが、どんな思いでこの9カ月教育委員の皆さんや学校とお話をされてきたか、その気持ちがよくわかりました。

それと、さきに市長に訂正をしておきたいのは、民間人校長については私が言ったのではありません。高知県が委嘱をした虐待死亡事例検証委員会、この中の25ページに、同校の管理職はいわゆる民間人校長であったことから、民間での運営経験には熟達しているとしても、本ケースのような学校現場固有の問題についての知識が就任当初から備わっていると期待することは難しいということで、この検証委員会でしっかりと民間人校長については指摘をされている中身ですから、お間違えないようにいただきたいと思っております。

また、先ほど私が読み上げました御遺族の方からの手紙の中にありました、かばい合いという言葉も、それは遺族の方から寄せられた遺族の思いです。先ほどの次長の答弁を聞けば、この思いを私は共有することができるかと受けとめました。2点、市長には申し上げておきたいと思っております。

次に、それぞれ答弁はいただけませんでしたが、調査内容以外言えないとするなら、もう再調査をするということ以外にないと思っております。調査内容については、当事者の皆さんの同意もいただかなければなりませんから、そのことを私は先に自分の言いたいことは言います、時間がなくなるので。ぜひ再調査をするべきだと思っております。

それと、先ほど教育長から答弁が初めにありました。藤岡君のときには、教育長はこのように答弁をされました。

本市において、このような痛ましい事故が発生し、事故と言っているんですけれども、子供の尊い命を守れなかったことは、大変申しわけなく深くおわび申し上げます。というふうに答弁をされておりますけれども、痛恨のきわみと先ほど言われましたけれども、御家族に対して、日中お預かりをしている立場の長として、このような謝罪の言葉を御遺族の方に向けられたのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

そこで、何としても、先ほどの何遍聞いても多分次長と同じ答弁になるとと思いますから、再調査をすることを提案をいたします。御遺族の皆さんが知りたいのは、報告書にはない学校がどう対処してくれたのか、どう対応してくれたのか、いじめはなかったのかという事実を、不明なところがあるっていうことで調査を終わるのではなく、事実を明らかにしてほしい。その上の合意でなければなりません。今後の対応も残された家族も、それがなければ立ち上がっていくことはできないと思います。突然わけがわからないまま子供さんを亡くされた御遺族の方が、この上先ほどの答弁では、私はさらに傷ついたと思います。こうしたことが再びないように再調査をするべきだということを申し上げたいと思います。

そして、御遺族のこの調査結果に納得のいかない点については、きちんと話し合いをする。そして情報を提供しなければならないということにもなっておりますから、きちんとその対応ができたのか。先ほどの答弁では見えませんでした。御遺族に対してこのことをきちんとお話をしていくこと、このことは教育委員会の責任だと思います。御遺族は決して学校だけに責任があるというふうに言っているのではありません。このことはぜひわかっていたいただきたいと思います。納得できないのは、先ほど次長も読み上げましたように、いじめの事例がありながら、報告の内容が家庭と本人の問題に集中しているということです。要支援や学力、そして嫌なことをやめてほしいと自分の口から言えない、この生徒に学校はどう対応してくれたのか、そのことを知りたいと言われているのです。調査結果には、遺族の同意が先ほども申しあげましたが必要ですから、法律にも出された調査を調査できるということが明記をされております。ぜひ再調査をすべきではないかと思います。私は、はっきりとお返事をいただきたいと思ます、するか、しないかだけでいいのです。このままでは御遺族はもとより、心配しながらこの件を見守っておられる多くの保護者、市民の皆さんにも不信の念を抱かせたままになります。改めて第三者委員会の設置を求めたいと思います。

第三者委員会の再調査の例では、先ほど教育委員会からいただいた資料の中にも、足立区の例が載っております。5年前のいじめ自殺に対し、第三者委員会が出した自殺との因果関係は不明だとする報告書に両親が納得せず再調査を求め、外部識者に調査を要請をし、その委員会

で出した結果は、生徒を侮辱的な呼び方で呼ぶ行為が1年生から繰り返され、いじめと自殺の因果関係は明確であるという報告を出しました。区長はさきの判断が甘かったと謙虚に遺族に対して謝罪をしておられます。—————御遺族の要望どおり再調査すべきだと思いますが、するのかもしれないのか、お考えをお聞きをいたします。

そして先ほど、最後にエピソードの意味は、ということをお聞きをしましたが、答弁がありませんでした。この報告書の中には4回エピソードという言葉が出てきます。1カ所目は、自死直前のエピソードとしても。2カ所目は、お父さん、お母さんとの不和のエピソードは認められない。3カ所目は、パソコン部に行かなくなったというエピソード。4カ所目は、牛乳パックを投げつけたというエピソード、というように書かれています。通常エピソードというのは、世に知られていないおもしろい話、あるいは広く知られていない興味ある話の意味で使われていると私は認識をしているんですが、教育委員会はまた別の認識があるのかと思って先ほどお聞きをいたしました。この使い方は、Kさんが追い詰められ、危機的状況にあったにもかかわらず、その状況をエピソードとして認識をしています。あんまりひどい話ではないかと思ひまして、別にわけがあるのかと思って聞きましたけれども、深い意味があるのかと、この報告書にあるようにあるのかという思いで聞いたわけですが、残念ながら答弁はありませんでしたので、通常使われている意味を持つ言葉だと受けとめました。

そこで、1点だけにします。

調査特別委員会の再調査、するのかもしれないのか、お聞きをいたします。

○議長（西岡照夫君） 教育長。

○教育長（大野吉彦君） 再調査のことだけで御答弁、よろしゅうございますでしょうか。

いや、そのお答えだけでよろしゅうございますか。はいわかりました。

実は御両親様にももう既に御説明を申し上げておりますが、今回は南国市教育委員会が立ち上げた調査専門委員会でございます。この中で調査をし、御遺族の方々にも全て御報告を申し上げます。今1つ訂正をお願いしたいのは、個人名が出ているということを福田議員さんがおっしゃられましたけれども、実はお父様にお母様にお渡ししたものは、調査委員会がまとめた原文のまま出してあります。成績とかそういうものを全部出してあります。それはお父様、お母様に御理解いただかないけませんのでそうしておりますが、ほかの方々には全部黒塗りで成績なんかも一切出しておりませんので、その点は御認識をお願いしたいと思います。

それから、調査専門委員会の再調査とおっしゃられましたが、教育委員会での調査は、5カ

月間13回それぞれ追っかけて追っかけて第1次から第4次、それから当該生徒さんが1年生に入学してからのいました教員もずっと転勤先まで追いかけて全部事情聴取はしております。それによって得たこの報告書でございますので、委員会での調査専門委員会は、これで終了でございます。で、御両親様にも御説明申し上げましたように、この報告書にて、いわゆるまだ十分でないというお気持ちがございますら、その上は首長、南国市でいいますと市長に再調査をお願いするという申し出になります。そのことを市長のほうで御判断されて決定するということになりますので、そのことをお答えさせていただきます。御理解のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西岡照夫君） 市長、よろしいですか。ありますか。

19番福田佐和子さん。

○19番（福田佐和子君） あとは市長判断ということになります。先ほど、これは子どもの人権専門委員というパンフレットですけれども、これは誰だって生まれてからずっと平等、いじめや差別があっちゃあいけないんだというのが配られているはずですが、パンフレットなどはよくこういうものが出ますけれども、実際行われているのは、先ほどの質疑のやりとりでも明らかになったように、市民や家族が聞きたい、そのことは明らかにされない。これまでは、こういうことはなかったと思うんです。余りにもなんというか、一人の子供さんが亡くなったのに、余りにもひどい答弁だったというふうに思いますが、もう後の答弁は要りません。後で市長にどうするかをお聞きをして終わりたいと思うんですけれども。非常に今回質問をして、お母さんたちが大変嫌な思いをされた、ということがよくわかりました。お母さんたちは本当にいつも言われるんですが、学校だけを問題にしているのではないというふうに言われています。報告は納得できない、これは親からの御意見なので、市長間違わないように。私が言っているのではありません。報告は納得できない、再調査をしてほしい。質問状を3回出したが同じ返事。家庭と本人の原因だけでなく、いじめも入れてほしい。真実を知りたい。いろんな成長、違いを認めようと教えながら、現実はその猶予なし。報告書は教員の聞き取りそのままではないか。調査どうしたか。その後どうするかが大事。早く取り組んでいってくれたら、こんなことにはならなかったのでは。市の子供と受けとめていない。他市はすぐ新聞に出るのに、なぜ出さなかったのか。このまま報告出して終わり、先ほど教育長の答弁がありましたけれども、終わりでは不安です。オープンにしたらいじめはなくなる。今後絶対にいじめはせられんということになってなくなるようになってほしいなど、たくさんの思いが寄せられました。

しかし、残念ながら教育委員会には、そのことが通じなかった、ということだけは今回確認ができたと思いますので、これから市民の皆さんと一緒にこのことを御遺族だけでなく、市民の問題として取り組んでいくその思いをお伝えをして、市長の決断をお聞きして終わります。

○議長（西岡照夫君） 市長。

○市長（橋詰壽人君） これは大変重要な問題ですので、私は福田さんが代弁しておるかどうか、その判断もできませんので、やはり御両親あるいは遺族の方々から直接私に、そのルールはちゃんとありますので、そういう中できちっと私の考え方を述べていきたい。そしてあなたの言われるような再調査に向けてという方向で、市長に、今まで教育委員会であったもので、ここで一旦切るとかいう話ではございませんので、これはずっと連続しておりますので、していきたいとこのように思いますが、今私はこだわっております、あなたの発言に。学校教職員が、学校現場で醜いかばい合いをしておる、そんなことを言っているんですかという、これは御遺族が言ったとか、御両親が言ったとか言いました。そして、民間校長云々の以前の問題は、これは県が言ったと言いました。だけれども、あなたの言い方は、ここでそれだけを引っ張り出して取り立てて言うから、私はこういう場でもう少し言い方があるんじゃないかと、そういう意味でのことです。ある意味でこの学校現場の方たちも、我々のいわば仲間です。仲間です。そして、息を潜めて治まるのを待っておるなどという言い方は、幾ら他人が言っても、この議会で言うべきことであるかないかという。これはきのうも出ましたが、やっぱり議員さんとしての資質の問題といたしますか、そこまで言うと言い過ぎかもわかりませんが。みんな聞いておるんですよ、ここへ来てなくっても。議事録として残るんです。だからめっそう聞いて心の痛むようなことはお互いに慎みましょう。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 12番村田敦子さん。

〔12番 村田敦子君登壇〕

○12番（村田敦子君） おはようございます。

2カ月にわたり大変な御苦勞をされておられる熊本・大分大震災の被災者の皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、市民の方々の代弁者として、通告に従い質問をいたします。

1問目は、介護施策についてです。

南国市は、本年3月より1年1カ月前倒しで要支援1、2の方の介護サービスを日常生活支援総合事業に移行しました。500人を超える認定者の中で支援を受けておられるのは300人ほど

の方ということですが、始まって4カ月にもならない新総合事業ですが、移行された方はおられるのでしょうか。

また、よその自治体ですが、デイサービスや訪問介護を利用されていた方が介護の卒業と言われ、市が民間事業者に委託した健康教室で週1回1時間半の利用しかできなくなり、歩行などの身体機能が少しずつ悪化して転倒も起こるといった状態になってしまいました。本市では、新総合事業に移行される方々に対してどのような受け皿を確保し、必要なサービスを提供するのでしょうか。現在の状況とサービス提供内容をお尋ねします。

80歳前後になると、自力で外出できず、送迎をしてくれるデイサービスが唯一の社会参加という方が多数おられます。高齢者の4人に一人が認知症とその予備群と言われている今、それを予防するためにも高齢者の社会参加は重要です。

また、訪問介護での生活支援を受け、独居でも自宅で暮らしていけるのです。介護のために仕事をやめたり、正社員からパートへと働き方を変えざるを得ないということが社会問題となり、介護は社会全体で支えようと2000年から40歳以上の方に介護保険料の負担を義務づけ、始まった制度です。新総合事業は、制度の後退です。必要なサービスが受けられないことは、精神的にも身体的にも高齢者の方々を追い詰めるでしょう。物が無い苦しい時代を頑張って生き抜いてこられた高齢者の方々がいられるからこそ、今日の私たちがいます。新総合事業では、自治体格差が顕著にあらわれてきます。市には高齢者の方々につらい惨めな思いをさせないように、長生きを喜べる新総合事業を現行のサービスを低下させない取り組みを求めます。

しかし、団塊世代を含む60代の方々には、三重県いなべ市の元気づくり体験のような施策が必要です。いなべ市の健康増進及び介護予防事業で7つのコースがあります。昨日土居議員も言っておられましたが、その中に元気リーダーコースがあり、平成19年から自治会の集会所などで実施されてきました。専門コーディネーターが集会所へ出向き、運動を中心に週2回約90分6カ月間、体験型研修を実施します。その後、元気づくり体験を30回以上参加した方にリーダー認定書が付与され、元気リーダーとなり、引き続き集会所でストレッチ体操、ウォーキングの指導者となって活躍するのです。2016年4月の時点で83自治会の77地区で実施をし、541人の元気リーダーが養成されています。高齢者人口は1万1,760人ですので、約22人に一人が元気リーダーです。老人クラブの加入率も90%ということで、加入率が高いですねと言うと、65歳になったら老人クラブという感覚で、青年団、自治会などもそういう認識だということでした。南国市の高齢者人口は1万4,045人ですが、いきいきサークル数は平成26年度47ということですが、リーダーは何人おられるのでしょうか。また、老人クラブの加入率はどのくらい

でしょうか。

介護保険制度を維持し、保険料の負担を抑えるためには、60代団塊世代の介護予防事業への参加率を高める取り組みが鍵となります。健康推進リーダーを養成し、いきいきサークルを倍増させれば、いなべ市のように元気な高齢者でいられる南国市になれるのではないのでしょうか、お聞きをします。

次に、要支援1から要介護2までの方の福祉用具レンタルについてお聞きします。

要支援1、2と要介護1の方が介護保険で利用できる福祉用具は、工事を伴わない手すり、工事を伴わないスロープ、歩行器、歩行補助つえとなっています。レンタル希望の多い特殊寝台や車椅子は、要介護2からでないとはレンタルできません。2007年度からそうになっています。要介護2でレンタルできていたものが、更新のときに軽度判定をされ、要介護1、要支援2になれば、介護保険でのレンタルができなくなります。その結果、自力で起き上がれず、ベッドを上げることで座位を保っていたのが、寝たままの状態となり、筋力が低下してしまいました。ベッドで起きて車椅子に何とか乗りトイレに行っていたのが、車椅子のレンタルができず、おむつで排せつしなければならなくなり、すぐに要介護4の状態となりました。車椅子に乗っていたときには、病院にも車椅子で行き、近所に買い物に行くことで人と会話をし、腕の力も保たれていました。寝たきり状態となってからベッドをレンタルすることができましたが、認知症となり、以前には戻れませんでした。軽度判定をされたときに例外給付の申請をしても、例外給付の対象とすべき事業に当てはまらなければ、介護保険でのレンタルは認められないのです。自力で起き上がるのが大変だったのですが、それでは認めてもらえず、結果、要介護度が進みました。要介護2と要介護3での1カ月の在宅サービスの支給限度額の差は、26万9,310円引く19万6,160円で7万3,150円です。要介護2と4では、30万8,060円引く19万6,160円で11万1,900円の差となります。特殊寝台と車椅子の1カ月のレンタルに要する給付費は2万円前後です。福祉用具を使うことで、できるだけ体の機能を維持する今の状態をキープすることが大事なのではないでしょうか。特例給付は、ケアマネジャーからの意見書とそれに対する医師からの指示、市町村の確認があれば認められます。介護認定者は80代半ばから多くなります。ぎりぎりのところで頑張っている年代であることを考慮して対処していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、要支援1、2、要介護1の方の福祉用具1カ月のレンタル給付費は、1カ月1万円から5,000円ほどのものです。けれど、その用具を使用することで転倒予防がなされています。転倒して骨折すれば、寝たきりになる可能性が大きく、転ばぬ先のつえが介護予防となってい

ます。そのことも配慮していただきたいと思います。29年度までは介護保険でレンタルできると伺いましたが、29年度からも介護給付がなされるように国に求めてくださることをお願いします。

2 問目は、原発廃炉の早期実施について質問します。

原発は、地震列島日本では危うい電源であることにつき質問をします。

熊本・大分で4月14日マグニチュード6.5、16日マグニチュード7.3の大地震が発生しました。

また、6月12日朝7時54分ごろ茨城で震度4の地震があり、午後10時8分ごろ熊本県八代市で震度5弱の地震、13日午後3時54分震度4の地震がありました。その大地震発生地帯が、日本で唯一稼働している鹿児島県の川内原発と使用済み核燃料を1,436体もプール内に抱えてこの夏にも再稼働しようとしている愛媛県の伊方原発の方向に拡大し、同県八幡浜でも震度5弱の揺れで住民を恐怖に陥れ、大地震がとまらない、いつ原発が爆発するかと誰もが気が気ではありません。日本最大の活断層・中央構造線が動いたからです。それでも稼働中の川内原発の運転をとめようとしないう九州電力と日本政府は、本当に国民の命を軽視しています。

日本で最大の活断層は西日本を縦断する中央構造線で、2番目に大きいのが新潟県から静岡県にかけて日本列島を横断する糸魚川静岡構造線です。この2つの活断層だけがなぜ構造線と呼ばれているか。それは、日本列島を形成した構造だという意味であります。およそ6,500万年前ごろ、中世代最後の白亜紀から新世代の第3期の初めにかけて、現在の日本の中国地方から中部地方北部にかけて激しい火山活動が起こって、これが西日本の土台を生み出し、中央構造線を生み出しました。高知大学の特任教授岡村眞氏が、伊方原発から6キロメートル先の瀬戸内海側に中央構造線の活断層を確認したのは1996年でした。6キロ先といっても、瀬戸内海の海面上の距離であり、四国の南側の太平洋には、南海トラフという巨大地震の発生源があり、これが太平洋側から絶えず四国を押しています。つまり中央構造線を形成している南側の三波川変成帯に向かって大きな力を及ぼしているため、中央構造線の断層が垂直ではなく、瀬戸内海の地底で陸側に傾いて伊方原発の真下に向かって活断層が延びているのです。こうして本州を生み出す造山運動が繰り返されることによって日本列島が形成されるうち、大きな力を受けて中央構造線が九州・四国・紀伊半島に走り、さらに長野県諏訪湖まで1,000キロメートルの大断層が形成されました。その結果、断層の両側では、コロラド大峡谷の崖をさらに大規模にしたような延々と続く大断層岩が連なりました。したがって、中央構造線が動いたということは、今後は大地震が熊本周辺の1カ所にとどまるのではなく、間違いなく構造線に沿って大地震が続発することを意味しています。

8年前の2008年に岩手・宮城内陸地震が起こり、最大加速4,022ガル、上下動3,866ガルを記録し、人類史上最大の揺れとしてギネス記録に認定されましたが、直下地震では原子炉に制御棒を挿入する時間もなく、激震が襲うので、核分裂反応をストップすることもできません。日本の全ての原発と青森県六ヶ所再処理工場は、このような熊本大地震の内陸直下地震に対して、マグニチュード6.5を超えると福島第一原発と同じように大破壊されてしまいます。直下型地震では、原発がわずかマグニチュード6.5にしか耐えられないことを日本人の何人が知っているのでしょうか。

熊本地震ですが、最初の4月14日とそのマグニチュード6.5であり、28時間後の4月16日の本震が、その16倍のマグニチュード7.3で、今後の中央構造線で予測されている地震規模はマグニチュード8.0であるから、16日の本震の11倍、14日の余震の177倍となります。川内原発の建設前の地質ボーリング調査では、軟弱な地盤が出てくると、強固な地盤のボーリングコアと差しかえていた不正も1977年の国会で暴露されました。中央構造線は細い一本の断層ではなく、多数の断層を束ねたような太い帯状の活断層であり、鹿児島県川内原発の直下を走って沖縄から台湾まで続いています。政府地震調査研究推進本部の地震調査委員会が、断層は九州電力が16キロメートルと推定、マグニチュード6.8としていたが、推本の調査では38キロメートルの甕海峡中央断層と判定され、マグニチュード7.5へと地震エネルギーを11倍に想定すべきと判定されました。

熊本地震の惨状を見た人全てが抱いたのが、この疑問であろうと思います。もし川内原発で事故が起こっていたら、原発周辺の住民は避難できていたのだろうか。このような巨大地震は時期を選ばないから、大雪や台風や大雨などのときに起こるかもしれないのです。鹿児島県内でも連続して地震が頻発し、川内原発から5.6キロメートルの地点で震度5弱を記録しているのに、なぜともに報道しないのでしょうか。4月30日から5月2日にかけて鹿児島県の桜島が爆発的な大噴火を起こし、噴煙が4,100メートルも上がっています。30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が高知市73%、千葉市85%、水戸市81%、横浜81%であると、6月10日に政府の地震調査委員会が示しました。4月26日で30年がたったチェルノブイリ原発でも、放射線がまだ人が立ち入ることを許さない、近づけない広大な大地の状況を示しています。5年が経過した福島に除染したフレコンバッグ山積みの土地に避難指示解除をし、住民の帰還を勧めています。大丈夫だろうかと心配になります。

原発事故被害の広域性、甚大性、継続性を目の当たりにするとき、日本の再生可能エネルギーに原発に注ぐ税金を含む財源を使えば、すぐにクリーンで安全・安心な100%の電力が生ま

れるのではないのでしょうか、お聞きをします。

以上で1問目を終わります。

○議長（西岡照夫君） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時54分 休憩

————◇————

午後1時 再開

○副議長（岡崎純男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村田議員に対する答弁を求めます。長寿支援課長。

〔長寿支援課長 原 康司君登壇〕

○長寿支援課長（原 康司君） 村田議員さんからの介護予防・日常生活支援総合事業及び福祉用具貸与のサービスについて答弁を申し上げます。

市では、3月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始いたしました。訪問型サービス、通所型サービスにつきましては、総合事業開始以前から実施しておりました現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護サービスとそれまで2次予防事業として実施されていた事業を移行するとともに、緩和された基準による通所型サービスを加えてスタートいたしました。これまで提供しているサービスが減ってしまったということはありません。今は介護事業所が実施いたします緩和された訪問型サービスの仕組みづくりを検討しておりますのでございます。

総合事業は、市町村がみずからの地域の状況に応じた多様なサービス提供者による多様なサービスを提供できる仕組みをつくることのできるものでございます。その中でも住民主体によるサービス、ここの部分がより格差の出るところでございまして、そのサービスの提供につきましては、今のところ検討していないところでございます。総合事業における通所型・訪問型サービスの利用者は、支援が必要な方であることから、サービスを提供する側からしてもリスクを伴うことが考えられますので、慎重に進めるべきだと考えているためでございます。

既に総合事業を開始しております多くの自治体は、それまで開始以前に提供しているサービスをそのまま総合事業に移行している場合が多く、住民主体によるサービスを設置しているところは余り見受けられません。来年の4月には、全国の自治体が総合事業を開始することになります。住民主体のサービスにつきましては、他の自治体の好事例なども情報収集しながら検討をすることを考えております。

また、いきいきサークルにつきましては、自主的に地域の公民館等に集まり体操などを行っ

ている活動でございますが、リーダーという制度は設けておりません。よって、リーダーの人数っていうのは、ないというところでございます。

また、老人クラブの加入者でございますが、27年度末で1,576名でございます。

福祉用具貸与サービスについての御質問にお答えします。

福祉用具の貸与につきましては、介護度により貸与できるものが決まっており、介護度が低い場合には、貸与ができない品目がございます。

しかしながら、例外といたしまして、厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等告示で、あらかじめ定められております種目ごとの状態像に該当すれば、介護度にかかわらず貸与が可能とされております。医師の医学的な所見、サービス担当者会議での会議録、ケアプラン、確認依頼書など、事例に応じた必要な書類を提出していただき、市が確認した上で貸与することができることになっております。

なお、例外給付が必要な方につきましては、要介護認定のたびに状態像が変わる可能性がございますので、手続をとっていただくということになっております。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 総務課長。

〔参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 西山明彦君登壇〕

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦君） 村田議員の原発に関する御質問にお答えします。

質問につきましては、原発にお金をかけるくらいなら再生可能エネルギーに振りかえるべきと思うがどう思うか、という趣旨だったと思いますけれども。原発の問題につきましては、これまでもお答えしてまいりましたとおり、日本は地震列島でありますので、原発はないにこしたことはないと考えております。議員さん御指摘のとおり、福島第一原発の事故を見ましても、一たび事故が発生すれば、甚大な災害をもたらしますし、その影響は非常に広範囲に至ります。また、除染などの期間も大変長期にわたるということで、原発にかえて再生可能エネルギーに転換していくというのが理想であるというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 12番村田敦子さん。

○12番（村田敦子君） 御答弁ありがとうございます。

新総合事業ですが、現在移行された方はおられるのでしょうか。住民ボランティアのサービスについては、格差が出る項目なので、現在は検討されていないということで、来年一斉に始ま

るときに他の自治体の様子も見ながらということでしたが。やはり住民ボランティアっていうのは、専門家の方ではないですので、専門のデイサービスの事業所なんかでも事故が起こることもありますので、やはり住民ボランティアの方が責任をとられるということはなかなか厳しいがじゃないかと思うのですが。もしそういうことになってきたら、ちょっとやはりボランティアをやるということをちゅうちょされることもあると思うので、そういう点を双方のサービスを受けられる方の安全、それからボランティアの方のそういう負担のことも考えてやっていかなければならないのではないかと思います。

それで、健康に年をとって、できるだけ介護の支援を受けなくても元気に過ごしていけるようになるためには、やはりいなべ市のようなああいうもうずっと、いなべ市はリーダーをきちんと半年かけて育成して、それからもう実践みたいな形で30回元気づくり体験に参加されて元気リーダーとして次指導者のような形にしているから、結局人口の割合にしても22人に一人の方が元気リーダーになっているっていう状態で、なおかつ元気リーダー、新しい人をまた次々、2割は新しい人を入れながらずっと持続するシステムとしてされているということなので、本気でやはり団塊世代の方の元気で介護保険料を上げないために頑張ろうと思えば、やはり行政が主導となってそういうシステムづくりをして、それができればまた住民のほうでそれを回していけるといいますので。最初のやはり取っかかりは、かなり時間をかけてそういうリーダーを養成しなければ、このままではずるずるといってしまうと思いますので、それをしていただきたいなと思います。

原発は、やはりこの本当に地震列島です。この2カ月間で熊本・大分の地震、体を感じる有感地震の回数っていうのが1,733回、それで住宅の被害も14万741棟となっています。それなのに川内原発をなぜとめないのかなと思うんですが。やっぱりまだいつ地震がおさまるかわからない、少し減ってきたなと思ったんですけど、また6月12日、13日に5弱、4という形で地震が起きてきてますので。やはりそういうことを考えたときに、早く再生可能エネルギーに転換していくことが必要と思います。

以上です。

○副議長（岡崎純男君） 村田さんにお聞きしますが、それでお願いをするということで、質問で答弁は要らないんですか。何か内容的には、余り具体的な質問というように伺わなかったんですが。

○12番（村田敦子君） 長寿支援課長の答弁をお願いします。

○副議長（岡崎純男君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（原 康司君） 村田議員さんからの介護予防・日常生活支援総合事業に移行された方はいるのかっていう御質問についてでございますが、介護予防・日常生活支援事業につきましては、平成27年3月から更新申請により要支援認定を受けた方、そして平成27年3月から新規で介護認定をしまして要支援の認定を受けた方、これらの方につきましては、訪問介護サービス及び通所介護サービスが総合事業の通所型サービス、訪問型サービスを受けるということになっておりますので、この2つのサービスにつきましては、移行しておるといところでございます。

そして、住民ボランティア等によるサービスにつきましては、先ほど答弁の中でもお話ししましたが、安全面もろもろのことを考慮しなければならないということになっておりますので、先ほどのお答えのとおり、慎重に対応していきたいというふうに考えております。

また、いなべ市さんのお話をいただきましたが、いなべ市さんに訪問させていただいたときにやっぱり一番感じたことは、リーダーをつくるっていう考え方でございました。今もろもろのところ、地元で行っているような活動なんかにつきましても、続けていくっていうことを考えているのであれば、やはりそのリーダーっていう者を育成していくっていうことは、ある面大事ではないだろうかというふうに思っておりますので、いなべ市さんのほうで教わりましたリーダーの考え方等につきましては、こちらのほうでまた研究していきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 21番今西忠良君。

〔21番 今西忠良君登壇〕

○21番（今西忠良君） 御苦労さまでございます。

第391回の市議会定例会に通告をしました私の一般質問は3項目であります。以下、順次質問をいたしますので、答弁のほうよろしくお願いをいたします。

まず、1項めは、支援員の役割と地域づくりということで、高齢者対策あるいは高齢者福祉も含めた質問とさせていただきます。

今日人口減少や高齢社会の進展によりまして、地域での役員や世話役などの後継者不足と同時に、地域での人間関係やつながりの希薄化が危惧をされております。まさに中山間地域では、地域コミュニティの確立さえ危ぶまれる時代になってまいりました。地域コミュニティの再構築に向けてのモデル事業として、集落支援員の配置、そして地域おこし協力隊の活動など、さまざまな取り組みに今着手をしておるところであります。現在集落支援員は1名のように、協力隊員は3名配置をされておりますが、空き家調査から現在は移住促進のほうへシフトをし

て取り組みを進めているようでありまして、もう一名の方は、集落活動センターチーム稲生での事務局員として活動をされているとのことでございます。協力隊員は、西島園芸団地や地場の産業の振興のセクションで支援員として奮闘されているということでもあります。まずは、支援員なり協力隊員は地域とのつながりが非常に重要ですし、人を知りながら地元には溶け込んでいきながらスタートするわけでございますし、また逆に、それには地域の人たちの指導や支援、協力や信頼関係も欠かせません。協力隊員は、原則3年間の配置でありますし、地域に定着をし、自分の持つ特性や能力を生かしながら地域振興に寄与をしていく。そうした中で、また協力隊員自身も道を切り開いていきながら独立をしていったり、あるいは起業を起こしていったりして、さらには南国市に定住をしていただくと、こうしたことが所期の目的でもあります。導入の成果につながっていくわけですし、また次の隊員の勧誘等にも大きな効果となってあらわれてくると考えられます。

協力隊員と集落支援員の現状はいかかなものでしょうか。

また、市の取り組む情熱や姿勢、本気度等についても、あわせて支援員の配置の果たす役割や将来的にどうこれを生かしていくのかについてもお聞かせを願いたいと思います。

次に、集落支援員は、地域とのパイプ役となることや地域と市が協働して住民自治組織の設立など、また同時に住民自治の確立に向けた活動を推進させることを目的としております。既に高知国体後に住民自治の推進を図っていく組織として、平成15年の条例制定からだと思えますけれども、自治活動団体が立ち上がっております。これらの組織との整合性や連携はどのように図っていかれようとしておられるのか、改めてお考えをお尋ねをいたします。

ことしの4月の人事異動によりまして、松木企画課長が誕生されました。去る5月の私ども総務常任委員会の行政研修におきまして、私どもは伊豆市と桐生市に出向き、伊豆市では若者の定住促進の事業等について研修を深めてきたところでございます。松木課長には同行もしていただきましたので、感想なり熱い思いがあればお聞かせをいただけたらと、このように思っております。

次に、高齢者の生きがいと健康づくり、雇用創出や就業支援についてお伺いをいたします。

2014年平成26年の日本人の平均寿命は、女性が86.83歳、男性は80.5歳で、いずれも過去最高を更新をし、女性は3年連続で長寿世界一となり、男性は前年の4位から3位となりました。1956年昭和31年に国連が65歳以上が高齢者と定義をした当時の平均寿命は65歳前後に比べますと大きく延伸をし、我が国の多くの高齢者は平均寿命の延伸とともに体力も向上し、続けて働きたい、社会へ貢献をしたいと考えるようになってまいりました。今の65歳はまだまだ現役世

代でもあります。内閣府の高齢者の地域社会への参画に関する意識調査では、60歳以上の男女で70歳ぐらいまでは、あるいはそれ以上、働けるうちはいつまでもと考えている人は6割以上を超えています。高齢者の社会参画を一層促進することが社会の活力維持につながっていくものと考えられます。

南国市内におきましても、高齢者の方に対し、地域の日常生活に密着をした仕事を提供する仕組みとしてシルバー人材センターがあります。同センターは、さまざまな能力の活用を望まれる高齢者の方に社会参加を通じて生きがいを持って働いていただくという重要な役割を担っておると思います。身近な就業の受け皿として十分機能が発揮をされていると思いますが、現在の登録者といますか会員数、そして受注件数など、現状についてお聞かせを願いたいと思います。

次に、働けるということは、健康でなければなりません。県ではこれまで保健や医療・福祉の各分野の課題に対して、日本一の健康長寿県構想に基づいて取り組みを進めてきた結果、がん検診及び特定健診の受診率の向上やあったかふれあいセンターの整備が進むなど、一定の成果もあらわれてきておるようであります。しかしながら、働き盛り世代の死亡率も依然として高いことや中山間地域では福祉や医療のサービスの提供が困難になっていることなど、まだまだ解決すべき課題も多く残されております。県市民の誰もが住みなれた地域で安心をして暮らし続けられることを目指して、県はことしから第3期の日本一の健康長寿県構想をスタートをさせております。根本的な課題の克服と解決に向け、5つの目標が掲げられているわけであり、県の施策と連動した高齢者の居場所づくりと健康づくりの展望についてお示しを願いたいと思います。

次に、生涯学習についてお伺いをいたします。

香南ケーブルテレビでは、「高齢者寺子屋」という番組が放映をされているようにお伺いをしました。内容は、高齢者の方々がこれからの人生をより元気に、より幸せに過ごすための秘訣を、軽度の運動を交えながら伝授をするというものであります。この中で老化の4原則は、誰にも老化は始まる、老化はとまらない、老化の終わりは必ず来る、老化の速度は自分の気の持ちようによって変わると定義をされております。これらのことを意識をして元気に生きることが大切であるとも述べられております。脳を元気にするためには、しっかり睡眠をとる、朝食を食べる、早寝早起きの習慣をつけることが大切であるとも述べられております。脳の栄養素となるのは、笑いや好奇心、感動で、本当の笑いとは、友達と話し合いながら笑うこと、すなわち出不精等にもならないことが大切であると、このように訴えられておりました。

生涯学習では、老人クラブや地域のサークルなど、公民館活動が重要視をされると思います。教養を身につける場、さらには、介護、高齢者福祉、子育て支援、文化の継承など、ボランティア活動も欠かせないと思います。高齢者の方々の社会参画の機会を拡充することは、地域の活性化にもつながってまいるとは思います。御所見をお伺いをいたします。

2 項めの地域情報通信基盤整備事業についてお尋ねをいたします。

南国市では、市内の情報格差をなくし、今後教育や福祉、防災などの分野で情報通信技術を利用した市民サービスを実現できるように、地域情報通信基盤整備事業により高速ブロードバンドを構築をし、情報を超高速で大量にやりとりのできる光の道を市内に整備をしてきました。この事業で整備をした光ファイバーを利用してNTT西日本がフレッツ光ネクストを提供をしているわけであり。この事業は、国の制度を活用してでき上がったものであります。平成22年からスタートをし、事前に市民に周知徹底を図りながら、工事の概要や進捗、そして加入促進に向けてさまざまな取り組みがされてきました。実際に運用できるようになったのは、この事業にかかわる分担金の徴収に関する条例と施行規則が成立をした平成23年6月27日以降が本格的にスタートをしたわけ。今回のこの事業で光通信サービスを受用できるエリアは、市内中心部を除く北部の比江や国分あるいは左右山、八幡、久礼田など、それ以北のエリアと片山、三和など、南部海岸線に面するエリアであります。目標は10年事業として開設からちょうど2分の1の5年くらいが経過をしました。特定地域への導入であり、情報の格差を解消を図る施策であります。地域の住民はそのメリットを受用できたのでしょうか、市民への周知も含め加入状況といひますか、加入率等についてもお聞かせをください。

現在もちろん進行中でありますけれども、当初の加入目標値は30%くらいを予測をされていたのではないのでしょうか。企業の進出や移住あるいは転入、そして市民の利便性の向上には、情報通信システムは不可欠と言えりわけであります。今後引き込みといひますか、光ファイバーのケーブルの容量等は十分に対応ができるのでしょうか、その現状と今後の課題等についてもあわせてお聞かせください。

最後に、18歳選挙権の施行に伴う対応等についてであります。

御存じのように昨年6月の公職選挙法の改正により、満20歳以上だった選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられました。施行日は本年6月19日であり、今回の参議院議員選挙は施行日を待っての公示がされますので、適用を受用、選挙期日、投票日の翌日が18歳の誕生日である方まで投票ができるようになります。今回の公職選挙法改正における選挙人名簿登録制度の改正によって、国政の選挙の選挙権を有しているにもかかわらず、住所の異動と選挙人名簿の登録

基準日との関係で名簿に登録をされないため、選挙の投票をすることができなかった者が今回投票ができるようになります。住民票の登録期間の3カ月の問題や転出後の定時登録あるいは選挙時登録の際に起こる問題や、17歳の者が転出をし新住所地において18歳となった場合など、投票権の空白があった者が解消され、旧住所地での投票が今回可能になってまいりました。法というのは非常にわかりにくいものですが、今日まで市民の有権者の皆さんや新しく投票権のできる18歳以上の方は、南国市には約1,000名くらいだと伺っております。周知が大きな課題ともされてきましたし、今日までの法律ができてからのその取り組みや対応についてはいかがなものだったでしょうか、お聞かせをください。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長（岡崎純男君） 答弁を求めます。企画課長。

〔企画課長 松木和哉君登壇〕

○企画課長（松木和哉君） 今西議員さんからの支援員の役割と地域づくりについての御質問にお答えいたします。

集落支援員及び地域おこし協力隊の今の活動状況はということでございますが、まず集落支援員につきましては、現在1名を委嘱しまして、稲生地区に配置をして集落活動センターチーム稲生の事務局機能を担っております。地域おこし協力隊につきましては、平成27年度より3名を委嘱しまして活動しております。活動内容としましては、中心市街地活性化業務、地域活動応援業務、地場産業応援業務に各1名が担当をしております。具体的な活動としまして、中心市街地活性化業務としましては、ごめん・よってこ広場を拠点としまして、後免のまちづくりなど、中心市街地のにぎわい創出のための取り組みの支援に従事しております。地域活動応援業務につきましては、才谷龍馬先祖祭りなど、主に中山間地域における活動に計画段階からかわり、地域を支える活動を行っております。地場産業応援業務につきましては、西島園芸団地などの実際の現場にかかわり、外からの視点で集客や運営についての提言を行うなど、応援業務に従事しております。

協力隊員は、就任から約1年を経過をしまして、活動の中でいろいろな分野の方と出会い、御指導をいただきながら、それぞれ活動を広げておるところでございます。

次に、集落支援員と市内にある17地区の自治活動団体とのかわり及び連携ということでございますが、まず集落支援員は、地区の自治会や各種団体に対しまして、行政とのパイプ役として地域活動の支援を役割としていただいております。集落支援員は、現在稲生地区への1人のみの配置となっておりますけれども、稲生地区では、この自治活動団体や公民館活動、社会

福祉協議会やPTCAなど、地域のさまざまな組織が一堂に会してチーム稲生を構成し、自治活動団体の活動も含めた地域内で連携した活動が行われております。その中で集落支援員は、チーム稲生としての全体の活動をコーディネートしながら支えております。

この稲生地区を一つのモデルケースとしまして、ほかの地域においても自治活動を活発にしていくために、本年度より地区担当の集落支援員を配置しまして、新たなモデルケースを構築することと計画しております。これについての進捗状況はということでございますが、このことにつきましては、自治活動団体連合会においても提起をさせていただき、それぞれの地区へ持ち帰って検討していただいた結果、御要望がありました長岡西部地区と国府地区の2地区へ本年度集落支援員の配置を行うことに決定をいたしました。今後は人選を行った上で、長岡西部地区には7月から、国府地区には年度後半に配置をする計画であります。2地区とも公民館活動組織、自治活動団体、自主防災組織、健康づくり団体など、地域内における組織の構成や運営は異なっておりますけれども、集落支援員を通じて地域活動の全体像を把握して、各地域、活動団体間の連携と共同を促すことで、地域の実情に応じた住民自治組織の構築に結びつけていきたいと考えております。また、このモデルケースとしてのこの2地区の活動を通じまして、課題や成果について検証をし、次年度以降の取り組みに生かしていきたいと思っております。

最後に、行政視察を終えての感想ということでございましたので、私は総務常任委員会の行政視察に同行させていただき、静岡県伊豆市と群馬県桐生市のほうへ訪問させていただきました。

伊豆市の人口は、3万2,000人でありまして、この10年間で人口が4,300人減少して、高齢化率が30%を超えるなど、少子・高齢化が一挙に進んでいる状態でありました。そこで、平成22年度から若者世帯の定住に向けた若者定住促進補助金というのを整備をしまして、伊豆市に定住する満40歳未満の若者夫婦世帯に対して、住宅の新築または購入に対して100万円の補助金を交付、さらには購入した住宅に居住する小学生以下の子供1人につき10万円を加算して交付するという内容でありました。また、28年度からは、新たに賃貸への補助事業も開始をしております。この実績としまして、22年から27年の6年間でこの制度を利用して定住した住民が676人、うち市外からの転入者が233人ということで、この制度により若年層の流出を食い止めるという点では、十分な成果が上がっているというお話でございました。

定住に向けたこういう補助制度は、伊豆市に限らず、多くの市町村で実施をされております。対象者の範囲や補助の方法など、地域の実情に応じた制度設計がそれぞれなされております。本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、移住の促進や定住の促進というのを

戦略に掲げておりますので、この伊豆市での事例を参考にしながら、本市の実情に合った定住促進策を検討していきたいと考えております。

また、群馬県の桐生市におきましては、高齢者の運転免許証自主返納支援事業について研修をいたしました。免許返納者への支援策として、バスの定期券やタクシー回数券の支給に加えて、電動アシスト自転車の購入費への補助を追加するなど、支援の充実に向けた職員の努力の姿が見られました。

この2日間の行政視察でありましたけれども、議員の皆様とゆっくりと意見交換ができ、本当に有意義な研修となりました。今西委員長初め委員の皆様方には、改めて感謝を申し上げます。

○副議長（岡崎純男君） 長寿支援課長。

〔長寿支援課長 原 康司君登壇〕

○長寿支援課長（原 康司君） 今西議員さんからの高齢者の生きがいと健康づくり、そしてシルバー人材センターにつきましての御質問にお答えいたします。

市民の皆さんが高齢になっても生きがいを持って生活されることは、心身ともに健康であるためにも、介護や支援を予防していくためにも必要なことであり、活力ある地域を維持していくための基盤となるものでございます。

高齢者の生きがい及び健康づくりにつきましては、第6期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、きらり健康なんこく21計画、また県の日本一の健康長寿県構想でも、高齢者の生きがいづくり、高齢者が社会参加できる仕組みづくりを進めていくこととしておりまして、市ではいきいきサークル活動の推進、サロンの実施、老人クラブ活動への支援、シルバー人材センターへの支援など、また生涯学習課のほうで高齢者教室を実施されているところでございます。これらの取り組みにつきましては、今後も継続してまいりますとともに、新たな事業も検討してまいります。そのためには、高齢者の生活支援体制を構築してまいります。その際には、高齢者にかかわる方々からの意見をいただきながら、協力して取り組んでいきたいと考えております。

シルバー人材センターにつきましては、平成27年4月1日に一般社団法人として法人化いたしました。平成27年度末で会員数が207名で、前年比13名の増、受注件数は2,197件で、前年比33件の増となっております。主な請負業務の内容は、草刈り、清掃などの軽作業や剪定業務が多くなっております。シルバー人材センターは、高齢者が長年の知識や経験を生かすことのできる就業の機会を提供しておりまして、その役割は高齢者の雇用創出以外の効果も大きいもの

でございます。超高齢化社会がさらに進展していく中で、地域社会の主力となります高齢者の方々が生きがいを持って社会参加していただく機会を創出していくことは、活力ある地域社会を維持していくために必要でございます。市は、その健全な運営を目的といたしまして活動を支援しているところでございます。

○副議長（岡崎純男君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 谷合成章君登壇〕

○生涯学習課長（谷合成章君） 今西議員さんの生涯学習による高齢者の生きがいと健康づくり、支援員と連携した今後の取り組みについての御質問にお答えをいたします。

生涯学習につきましては、教育基本法第3条に、国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならないという理念が示されております。

さて、本市の教育の振興に関する施策の大綱であります南国市教育振興基本計画には、全ての世代の人々が心豊かに学び続ける社会を目指した生涯学習の推進を目標に掲げまして各施策を展開しております。その中でも高齢者の生きがいと健康づくり、あるいは支援員と連携して地域活性化に取り組むための重要な拠点となる施設が、最も身近な交流の場となる地区公民館であると考えております。また、市内で8カ所開催されております高齢者教室では、毎年600名を超える学級生が在籍をし、健康教室、交通安全、レクリエーションなどの多彩な内容を盛り込みまして、学級生の学習交流の場として、あるいは健康増進、介護予防にもつながり、さらに高齢者の生きがいにもなっているところでございます。

教育委員会といたしましても、多年にわたり社会の発展に寄与された高齢者が敬愛され、地域に高齢者の笑顔と元気な姿がなければ、本市の繁栄は望めないと確信をいたしてございまして、今後につきましても、地域住民が最も身近な交流の場となる地区公民館を中心に、支援員とも連携を図りまして、高齢者一人一人が健康で生きがいを持つとともに、誰もが心豊かに充実した生活を送ることができるまちづくりを全力で推進してまいりたいと考えておりますので、議員さんにおかれましても、引き続き御支援、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

○副議長（岡崎純男君） 情報政策課長。

〔情報政策課長 崎山雅子君登壇〕

○情報政策課長（崎山雅子君） 今西議員さんの地域情報通信基盤整備事業に関する御質問にお答えいたします。

南国市では、御質問にもありましたように総務省の補助を受け、平成22年度に当時高速ブロードバンドが利用できなかった地域に光ケーブルを敷設し、希望される住民の皆様がインターネットを快適に利用できる環境を整えました。通信事業者が整備している地域の利用率も考慮し、対象地域の約3割の世帯で利用されるという想定で2,300回線が利用可能な設備とし、整備後約5年が経過した現在、2,176回線約95%が利用されております。この事業のみの効果ではありませんが、事業後平成22年度には60%台であったオフィスパークセンターの入居率が96%に上がっていること、また南国市に事業所を新たに開設する場合、必ずといっていいほど光設備の利用申し込みがあることから、企業誘致にも一定の効果があったと推測されます。利用については、広報、ホームページでお知らせし、また手続については、通信事業者とも協力しながら、利用に当たって御負担はありますが、事業後継続して年間約120件の新規利用申し込みがあり、市民や企業の皆さんに超高速ブロードバンド環境を提供し、利便性の向上や事業活動の活性化を図るという目的は、一定達成されているものと考えます。

この事業の実施に当たって、地域の皆様に御説明に回りました折には、市は整備後どのように利用するのかという御質問もありましたが、インターネット環境は、今や社会生活において標準的なインフラであり、それがなくなることが不利益であるという傾向はますます顕著になってきております。事業後、この環境を市として積極的に利用するため、市内の主要団体の代表者の皆様から成る南国市地域情報化推進協議会で協議、またその後南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略へとつながる取り組みができていているものと考えております。この設備の維持管理経費は、決して少ないものではありませんが、市南部の地域に、また中山間地域にブロードバンド環境がなかったら果たしてどうかということをお考えしても、市の活性化の基盤とするという事業の目的は達成されているものと考えます。

懸念事項といたしまして、利用者が整備した環境を超えたときにどうするのかという問題がありますが、無線通信技術も発達しております。今後の通信技術の変化も注視しつつ、この基盤を十分に生かし、移住促進やサテライトオフィス事業など、また市民サービスの充実などに生かしてまいります。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 選挙管理委員会事務局長。

〔参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 西山明彦君登壇〕

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦君） 今西議員の18歳選挙権施行に関する御質問にお答えします。

議員から御紹介がありましたとおり、昨年の公職選挙法等の改正によりまして選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたこと、それから選挙人名簿登録制度の変更があった、そういったことが6月19日に施行され、6月22日に公示予定であります参議院通常選挙から適用されるということになっております。

この改正の周知啓発につきましては、特に18歳選挙権年齢の引き下げにつきましては総務省のほうからも行われておりますし、マスコミ等を通じて既にかなり広く周知されていると認識しております。ただ選挙人名簿の登録の変更につきましては、なかなか複雑でございまして、特に住民登録3カ月要件など、非常に言葉ではわかりづらいということで、この前の3月議会の神崎議員の御質問に図示も含めたわかりやすい形で広報をしていくというお答えをしておりますけれども、「市広報なんこく」5月号に「選挙権年齢が満20歳以上から18歳以上になります」、「選挙人名簿の登録制度が変更になります」ということで掲載いたしました。そのところで特に選挙人名簿の登録制度の変更につきましては、図示をしてお示しするような形で広報をさせていただきました。

また、市の選挙管理委員会の直接ではございませんけれども、県の選管あるいは県の明るい選挙推進協議会の主催によります小中学、高校、大学への出前講座、それからポスター、標語の募集など、そんなことを通じて将来の有権者の育成などにも取り組んでおります。本年度も市の校長会のほうに出席させていただきまして、この取り組みを御紹介させていただいて、御協力をお願いしたというところでございます。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 21番今西忠良君。

○21番（今西忠良君） それぞれ丁寧な御答弁をいただきましたけれども、少し2問目をさせていただきたいと思えます。

集落支援員や地域おこし協力隊の関係なんですけれども。まず冒頭に松木企画課長のほうから、この間5月の研修については感想を含めて伊豆市と桐生市に行ったわけなんですけれども、具体的な施策や取り組みのことも含めて成果もあったというお話をいただきましたので、ありがとうございます。これからもそういう部分を南国市政にもまた十分反映をし、生かしてほしいとこのように考えます。

集落支援員と地域おこしの関係なんですけれども、この制度、現行の支援員なり協力隊の部分、条例や規則の部分では、幅広く今の制度の中ではすぐ直結をしたり、そぐわない部分もあるかとは思いますが、生涯学習を含めて健康づくり、地域の福祉や高齢者対策、そうし

た幅広い視野とスタンスに立った目線での地域と行政のパイプ役としての活動にやはりシフトをするというか、そのことも重点に置いた取り組みというものは考えていかななくてはならないと思いますけれども、そういうことも含めてるとは思うわけですけれども、ぜひそうしたスタンスも大事にしていきたいと思います。

支援員の関係、先ほど詳しくお話をいただいたわけですが、特に総合計画の中でも地域コミュニティ活動の充実というところで、ページは83ページになるわけですが、住民自治の確立をするための組織として、国体後に地域活性化のための自治活動団体の育成に関する条例というのがスタートをしたわけですが、今度取り組もうとしゆう集落支援制度とほぼ目的なり内容というものが、同じ趣旨と目的が類似をしているわけですが。今回の集落支援員制度は、モデル事業という位置づけになって、市立公民館に常駐をしながら原則地域で人材を起こして進めていくということで、取り組みも自治活と一緒に形の市内公立館17館を対象にした地域のコミュニティづくりという部分が主眼になっていますし、整合性、連携も含めて両制度も非常に類似というか似た形になるわけですが。並行して進めることは決してやぶさかではないわけですが、どっちにシフトをして、それが住民、地域にどうこうなっていくか、市の取り組み、その主体的な方向性とそれぞれ南国市の17館を中心にした地域の温度差や地域性もあるわけですが、そのあたり地域も十分熟知をまだしていない、市の説明もうまく伝わってないというのが、スタートしたばかりなんですけれども、そのあたりをどういうふうに捉えているかというか、説得力に弱いというか、その必要性等についても、なお地域と折衝もしていかななくてはならないと思いますし。私の住む久礼田地域も、そうした新しい発想のもとで新しい風を吹いていながら地域を興していく、その地域にあるいろんな団体が連携をとりながら次のステップに行くという部分で2回ほど会ってきたわけですが。一定地域でそうしたもんが成熟をしているので、今さらという思いもあるわけですが、そうした面を含めて整合性というか、支援員と既存の自治活動団体との関係を一定整理をするというか、交通整理という部分も必要じゃないかこのようにも考えておりますので、いま一度そのあたりお聞かせをいただけたらと思います。

シルバー人材センターの関係についても答弁をいただきましたし、業務の運営等については、所管課は長寿支援課であろうと思います。昨年法人化をされたということで、非常に運営についても制度や条件面でもいい環境が整ってきたと思いますし、もちろん国からの助成もあるわけですし、市のほうからは、運営費補助が支出をされていくわけですし。今後もこの制度を生かしながら高齢者といいますか、60歳以上の方が登録できるわけですが、能力や技術が

生かされる就労の場としてお互いにメリットは出てくると思いますので、さらに進んでいけるように努力をしていただきたいと、このように思っております。

次に、高速ブロードバンドの構築の件ですけれども、加入率等についてもお話がされましたし、2,300回線の中でも95%が進捗をしているということで、オフィスパークの入居率、あるいは企業誘致や移住・転入等にも非常に効果があらわれているということで、今も年100件くらいの申し込み、希望者があるということで、本当に今日の情報社会へ大きく貢献をしているということで答弁がございました。加入率の関係もそうなんですけれども、少し分担金に関係なんですけれども、分担金にはMGFを設置しない場合としている場合とがあるわけなんですけれども、一応3段階になるわけなんですけれども。一般の家庭で引き込みをする場合は、分担金というか、一定の引き込み工事の部分が3万円要るわけなんですけれども、あと離れているところとかいろいろあれば、工事費が10万円以上あるいは30万円以上によって3万円、13万円へ工事費が加算する算出方式があるわけなんですけれども。国の事業を導入をして通信網が整備をされたわけなんですけれども、開設時の、当初は加入者の分担金は免除されたわけなんですけれども、わかれば分担金の算出根拠というのはどういうものなのか。かなりもう進んできて、所期の目的も達している状況の中で、住民の分担金等に対する、あるいはサービス等に対する負担感や不公平感というものは余り感じられないものでしょうか、そのあたりを。

それと、課題と問題点等について詳しくはお答えはなかったんですけれども、契約の解除あるいは利用の廃止等について届け出制が当然になって、申請書で届けなくてはならないわけなんですけれども、利用をやめて再度加入することや、あるいはサービスや事業者の乗りかえ等の問題も発生しているケース等もあろうかと思っておりますけれども、こうした場合の分担金の発生というのはどういうふうになるのでしょうか。5年が経過をして、さまざまな課題や問題点も発生もしてると思っておりますけれども、条例やあるいは施行規則という分を見直さなくてはならない、あるいは改正をする必要性等についてはいかがなものでしょうか、お聞かせを願いたいと思います。

それと、18歳以上の選挙権の適用についてですけれども、今この選挙においても非常に投票率の低迷が大変懸念をされているわけで、啓発やいかに関心を高めていくのかというのが苦慮しているのが現状であります。新たに選挙権を得る18歳、19歳の参議院選挙への関心が必ずしも高まっているとは言えない状況にもあろうかと思っております。もともと若年層の選挙への関心や投票率が低いわけですし、2013年の参議院選挙で20歳代の投票率は33%であって、全体の53%を大きく下回っていますし、今回18歳、19歳のスタートに当たって関心があるか、投票に行く

かとの設問の中では、やはり20歳代より9ポイントあるいは5ポイントぐらい低いという結果も出ておりますし、投票率にも懸念をされるわけでございます。

しかし、反面若者にとっても奨学金の返済の問題や学費の高さ、あるいは格差社会の拡大や就職難、相変わらず政治家の政治と金の問題など、こうしたものへの関心と変えていく改革という思いなどで見たら、87%ぐらいの方が関心を持っているという部分もあらわれているようでもあります。政治活動についてもどのようにできるのか、専門的過ぎるという思いも強いですし、今回法として投票権ができたわけですが、突然という思いもある部分もあるようです。主権者意識の向上についてもまだまだ不十分ではないかと思っております。昨年10月29日に文科省が都道府県教委に出した政治活動の定義についても、逆に見たら高校生徒の政治活動を禁じるといいますか、内容に足を引っ張るような形の部分にも受けとめられて、学校側あるいは子供たちも萎縮をしてしまうような懸念もあったところでございます。無関心ではおれども、無関係ではこれからなくなってくるわけですので、社会貢献やいろんな角度での面も大事にしていきながら、18歳、19歳の1票の権利というものを行使をしてもらいたいと、このように考えます。先ほど啓発や取り組みを総務課長、選挙局長のほうからお話がありましたけれども、今日までの投票率の向上あるいは18歳、19歳の取り組みをしていく中で、率直なエールなり感じていることがあれば改めてお聞きをしたいがと、もう一点は、投票のことなんですけれども、18歳の部分は不在者投票として、この不在者投票は長期に出張とかいろんな施設で投票をする制度でありますけれども、これには該当するわけですが、期日前の対象者にならないわけですが、そのあたりの対応なり周知というのは、いかがな取り組みをしてきたのか、この2点についてお聞かせをください。

以上で2問目を終わります。

○副議長（岡崎純男君） 答弁を求めます。企画課長。

○企画課長（松木和哉君） 今西議員さんからの2問目の御質問についてお答えします。

17地区の自治活動団体とこれからモデルで入れます集落支援員のこの役割がほぼ似通っているのではないかと、こちらの自治活動団体と集落支援員の役割というのを整理すべきではないかという御質問であったかと思っております。

まず、自治活動団体につきましては、17地区それぞれ活動をしていただいておりますが、主な活動としましては、地域のお祭りであるとか、それぞれの伝統行事を守るという活動が多いかと思っております。この自治活動団体は、あくまで地域の活動組織の一つということでございまして、それ以外にも公民館活動組織であるとか、いきいきサークルといった健康活動組織

という団体であるとか、防災の組織という活動もありまして、そういう地域のそれぞれの活動団体をつなぎ合わせるという役目をさせていただくのが、今回モデルで入れようとしております。集落支援員の役割ということで考えております。集落支援員を地域に配置することによって、地域にあるそれぞれの実情も把握してもらって、地域の各種団体をつなぎ合わせる行政のパイプ役として活動していただくという目的で考えておりますので、御理解をよろしく願いいたします。

○副議長（岡崎純男君） 情報政策課長。

○情報政策課長（崎山雅子君） 今西議員さんの2問目にお答えいたします。

主に分担金のことであったと思います。

まず、分担金の算出根拠でございますが、この事業を利用するに当たって分担金をいただくのかどうか、そしてこの金額を幾らにするのか、こういったことについていろいろと議論をいたしました。この設備につきましては、受益者が光サービスを利用する方という限られた方であることも踏まえまして、まず分担金条例をつくるということにいたしまして、ただ平均引き込み工事費に6万5,000円程度かかっております。また、先ほども維持管理費のことについて少し触れましたけれども、年間2,430万円余り維持管理経費がかかっておりますので、これを全額負担をしていただくというと、これは利用される方がいなくなりますので、では一体どれぐらいの負担であれば利用者の方に加入をしていただきながら市としても維持管理をしていくかということでこの経費を決定をさせていただいております。10万円以内の工事費でしたら3万円の御負担ということで、一般の御家庭に関しては、大体この3万円以内でおさまっているという現状でございます。

また、利用される方がサービスの乗りかえ、転居等をされる場合に分担金がまたかかってくるということで、いろいろと広報の不備ではないかという御意見もいただいております。この件につきましては、光サービスを利用しようとする方がこの分担金の対象になるということで、一旦やめてしまうと、再開に際しても分担金がかかるということでの御意見もいただいておりますので、今後こういったことも考慮をしながら検討してまいりたいと思います。

○副議長（岡崎純男君） 選挙管理委員会事務局長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦君） 投票率に絡んで、特に18歳の皆さん、18歳、19歳の方にエールといいますかというようなことでございましたけれども、よしあしは別としまして、昨年安全保障法制なんかの形で、若い方が非常に政治に関心を持たれているというようなことがあると思うんです。それが投票行動にというのがなかなか難しいと

ころだと思えますけれども、今先ほども申し上げましたけれども、出前講座で模擬投票をやる
とかってというような形で経験していただくというようなことで、ぜひ投票に行っていたきたい
というふうに考えております。

それからもう一点、期日前投票の絡みですけれども、18歳に限らず毎選挙ごとですけれども、
これまでやったら20歳ですけれども、誕生日20歳になるまで、今回ですと18になるまでは期日
前投票ができないと。御自宅のほうに入場整理券が届きますけれども、誕生日というか18歳に
まだなっていない場合ですと、まだ期日前投票ができないということになっております。これは、
期日前投票は直接投票箱に投票用紙を入れますので、そうじゃなくって、不在者投票の形に切
りかえていただくというような形で対応をしたいというふうに考えております。18歳になっ
てなかつたら、せっかく期日前投票に来たのにできないという形になりますので、そういった場
合は不在者投票の形に切りかえるというような形で対応していきたいというふうに考えており
ますので、不在者投票は当日じゃないと投票用紙が投票箱に入りませんので、そういった規制
がございますので、そういった対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 21番今西忠良君。

○21番（今西忠良君） それぞれ2問目にもお答えいただきましてありがとうございました。

光ファイバーのことで1点だけ、それは条例のことに若干触れたわけですけれども。分担金
といいますが、受益者負担になるわけですけれど、普通の家庭でしたら3万円が発生をするわ
けですけれども、受益者の部分ということでベターであるというようなお答えだったと思いま
すけれども、再度加入なりいろんな部分で問題点もまだ含んでいるということで、今後検討・
考慮をしたいというお話でございました。そうした場合、この条例、施行規則まで踏み込んだ
見直しとか、改正の必要性等について、あればお聞かせを願いたいと思います。

以上です。

○副議長（岡崎純男君） 情報政策課長。

○情報政策課長（崎山雅子君） 今西議員さんの3問目にお答えいたします。

具体的にどこを変えていくということは、今検討しているわけではございませんが、分担金
条例というよりは、施行規則のほうの改正になるかと思われま。

○副議長（岡崎純男君） 4番山中良成君。

〔4番 山中良成君登壇〕

○4番（山中良成君） 議席4番の山中良成です。一般質問2日目となり、質問が重複いたし

ますけども、よろしくお願ひ申し上げます。

私の質問は、地震対策についてであります。御答弁につきましては、市長並びに副市長、関係課長にお願ひ申し上げます。

通告に従って質問いたします前に、まず4月14日木曜日21時26分に発生いたしました熊本県を中心とする熊本地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

それでは、通告に従って質問をいたします。

まず、4月14日木曜日に発生いたしました熊本県を中心とする熊本地震により被災された方々に、自分に何かできないのか考えていたときに、友人から一緒に炊き出しに行かないかお誘いをいただきましたので、5月3日から5月5日の0泊3日の強行ではありましたが、炊き出しのお手伝いに同行させていただきました。その炊き出しに行った際に調査したことや感じたことがありましたので少しお時間をいただき、皆様に御報告させていただきたいと思ひます。

日程としましては、5月3日に高知を出発し、5月4日に被災された阿蘇郡西原村の避難所の一つである西原中学校に炊き出しにお伺いさせていただきました。この阿蘇郡西原村は、熊本から一番近い村であり、南阿蘇観光の玄関口でもあります。今回の熊本地震では、益城町とは隣同士であることから同じ震度7が起こっており、震災被害のひどかった箇所の1カ所でもあります。また、唯一水が使用できたこともあり、炊き出し訪問をさせていただきました。通常、炊き出しといひますとカレーが定番となりますが、東日本大震災のときに炊き出しはうれしいがカレーは胃にもたれてつらいと、特に高齢者の方々からお聞きしたことがありましたので、今回はうどんと焼き魚の炊き出しを行ひ、また提供していただきましたリープルやごっくん馬路村、小夏、まほろばトマト、ミレーなど、高知県産品をたくさん持っていきお配りすることで、被災されている皆様に大変喜ばれることができ、特に焼き魚につきましては、被災されていた皆様から、なかなか魚を食べる機会がなく、大変喜んでいただくことができました。また、果物である小夏も初めて食べられる方が多かつたのですが、なかなか果物などを食べる機会がなく、お子さんから高齢者の方に好評でありました。提供していただきました企業の皆様には、この場をおかりいたしまして感謝申し上げます。

この生ものは避難所でも気をつけないといけないもので、O157が西原中学校だけでなく、ほかの避難所からも発生したとお聞きいたしました。しかしながら、この西原中学校は、隣が元豆腐会社ということもあり、唯一地下水が利用できたため、自衛隊の方が地下水に水道をつなぎ衛生面を保つことができたそうです。また、この水があることで清潔にでき、御飯も炊け、

お風呂もつくられており、入浴できるようになっており、理解しておりましたが、震災時に水が必要不可欠であることが実感することができました。

ここで問題点も見つけることができました。それは、女性2名と四、五歳のお子さんが、ほかの地区から水をもらいに来ており、男手はなく、駐車場から水道まで長い距離、幾つものポリバケツを手で運んでおり、運搬に苦勞しておりましたのでお手伝いさせていただきました。私が持っても重い水の容器を1日2家族分を運んでいたのです。そこで感じたのが、ホースを延ばせないのか、また容器を運ぶ台車は準備できないのか、そう思い、避難所運営の方とお話しさせていただきましたが、台車はなく、ホースは車がたびたび通るので朽ちてしまいますと返答されましたが、やはり運営者の方もこれが問題点だとはわかっているそうです。本市に至ってもこのような問題点がないようにしなければならぬと考えさせられました。

炊き出しまで少し時間がありましたので、被害が大きいとお聞きいたしました益城町まで足を延ばし、どのような被害に遭っているのか調査させていただきました。やはり古い家屋は潰されており、瓦のある家屋につきましても、瓦が散乱しておりましたので、屋根にブルーシートがかぶせてありました。しかしながら、神社につきましては、古いほうが壊れておらず、新しく建てられた神社のほうが被害がひどかったのが印象に残っております。このように被害を受けたお家につきましては、もちろん私たちが調査したときには、応急危険度判定をされた危険度別に分かれたステッカーを張られておりました。益城町や西原村は地盤が軟弱なわけではないのに、体育館の駐車場やたくさんの道路が隆起しており、震度7の脅威を目の当たりにいたしました。

また、山に駆け上がる避難路がありましたが、避難路の階段部分が部分的ではありましたが倒壊しているのは驚きました。これが本市で起きてしまうと、津波が予想されておりますので、助かる確率が低くなってしまい、考えただけでもぞっといたしました。

また、西原中学校に避難されている方は約200名おり、コミュニケーションを図る意味でもお話しさせていただきました。その中で被災されている皆様から一番に出てくるのが、余震により怖くて眠れないという声が多く、大きい余震の揺れが何度も続いている状態があり、そのために体育館に避難しても安全である保障はなく、体力的にも精神的にもつらいこととお聞きいたしました。その余震による怖さから、車に寝泊まりされている方が多いことがわかり、さらに子供たちは、ふだんは一人で寝ているにもかかわらず、この震災が起こってからは、おねしょがひどく、親と一緒にないと寝ることができないお子さんがふえたことがわかりました。やはり震災による心への心労を減らす対策も本市も考えていかなければなりません。

そんなお話をしているときに感動した光景を見ることができました。それは、自衛隊員がそんな不安になっている子供たちと一緒に遊んであげ、ある自衛隊員は、小さいお子さんを肩車してあげておりました。これはその隊員がちょうど休憩時間だったのかはわかりませんが、この行為は規律違反かもしれません。それはわかりませんが、この肩車をされたお子さんは心から笑い、癒やされているのが私たちが見てもわかることができました。自衛隊員がすばらしいと再認識できることのできる光景を見ることができ、心から尊敬し、敬服いたしました。

しかしながら、一方悲しいことをお聞きいたしました。それは、私たちが訪れたときまで村会議員や県会議員が一度も訪問されてないとお聞きし、落胆いたしました。確かに議員の中で自分のお家が倒壊したり、家族や親戚の方がお亡くなりになり、訪問できる状態ではなかったかもしれません。また、来られていたのかもしれません、皆様が気づかなかっただけかもしれません。しかし、住民皆様の声は、はっきりと来られていないと言われておりました。私は議員としてこの言葉をしっかり胸に刻み、住民の皆様の声を聞き、行動していきたいと思いました。

以上が、今回私を初め有志一同で阿蘇郡西原村及び益城町に炊き出し、また熊本地震で被災された方々の状況と私なりの感想を御報告させていただきました。被災されている現場を見させていただいた中で、本市はどのようにやっているのか、たくさんの疑問や課題、提案がありましたので質問をさせていただきたいと思えます。

まずは、先ほど報告いたしましたように、水の給水場所及び運搬について質問をさせていただきます。

もちろん本市も避難場所別に駐車場や給水場所の配置は決めているとは思いますが、女性や子供たちの運搬も考慮した配置になっているのか。また、配置になっていないのであれば、運搬方法はどのように考えられているのか、関係課長に答弁を求めます。

私からの提案ですが、先ほども申しましたように、駐車場から給水所までが遠く、地面がアスファルトだった場合のみですが、小さくても構いませんので、台車の設置を提案させていただきます。これは、給水運搬場面だけではなく、物資を分けて運ぶ際や急遽けがをされて動けない方のためにも避難所に必要だと考えます。ぜひ前向きな検討をお願いいたします。この件につきましても、関係課長に答弁を求めます。

次に、仮設住宅の土地の確保についてです。

この熊本地震の大きい揺れにより家が倒壊し、たくさんの方が体育館などの避難所に避難されておりました。そこで必要になってくるのが仮設住宅です。これは、被災された住民の方か

からお聞きしたお話ですが、お金があるのに仮設住宅が建設できないとお聞きいたしました。理由は建設できる土地がないから。事前にどこか建てる決めて、民間の土地であれば契約しておけばこの問題は解消されていたでしょう。本市も他人事ではありません。本市だけでなく、高知市の住民も本市に避難する可能性は高く、これから起こるであろうと予想されている南海トラフ地震に備えて準備しておかなければなりません。

また、平成27年6月議会で村田議員と土居恒夫議員がこの仮設住宅の土地について一般質問されており、その際に課長の答弁では、建設予定地としましては検討すべき大きな課題であると答弁されております。そこで、仮設住宅設置について質問をさせていただきます。

本市の公的仮設住宅地域及び民間の土地で契約されている場所を教えてください、現在の契約進捗状況及びこれからの計画を市長及び関係課長に答弁を求めます。また、大きな課題であると答弁されておりますので、改善されている点もあるかと思えます。どのように改善されたのか、関係課長より答弁を求めます。

さらに、仮設住宅を建てる際に行政だけでは負担が大きく、迅速な対応ができないと考えます。そこで、建設協会や建築協会、建設労働組合と連携をとっていく必要があると思いますが、本市はこのような連携をとっているのか。また、とっていないのであれば、現在どのような計画を立てているのか、市長及び関係課長に答弁を求めます。

次に、避難所別災害時ホームページ設置について質問をさせていただきます。

この熊本地震が発生し、物資を送る際に、どこの避難所に何がどれだけ足りないかわからない状況が続きました。情報がわからないのです。本市もフェイスブックを活用した取り組みをしておりますが、熊本ではツイッターがより早くの情報を取り入れることができ、私たちも熊本に向かう際、交通情報に活用させていただきました。そこで、ツイッターの活用も大切ですが、私は震災時避難所別に開設できるホームページの提案をさせていただきます。

避難所ごとにホームページを開設する、に難しいイメージがありますが、フォームは既に作成し、URLをとって、後は幾つかのクリックをすればよいように作り込んでおき、もしわからない方のためにマニュアル本も作成しておくとなおよいと思えます。このホームページのよいところは、パソコンを使用できる方であれば誰でも閲覧できますし、最初からリンクを張ることで、リンク部分を押せば、そこに飛ぶことができますし、その避難所の方が更新すれば、何の物資が足りないのかわかることができ、直接そこに物資を送ることも可能となります。このような利点があるからこそ、本市にあります高知高専や東工業高校と連携し、作成することで、生徒たちの防災意識向上につなげることができると思えます。ほかにもホームページを

作成している会社は、オフィスパークを初め、本市にもあるはずです。そのような業者と連携し、自主防災組織や地域住民への指導を仰ぐ協定なども結んでおくのも一つのアイデアと思います。

そこで、この災害ホームページについて質問をさせていただきます。本市として災害時ホームページの開設をされる計画をされているのか、また高知高専や東工業高校など学校との連携や本市にあるネット関係の業者との協定を計画されているのか、市長及び関係課長に答弁を求めます。

次に、防災の観点から小中学校及び保育所・保育園内にある蛍光灯をLEDにかえることを提案させていただきます。

東日本大震災時や熊本地震のときに、地震の揺れが大きいため蛍光灯が落ち飛散し、危なかったとお聞きいたしました。現在の蛍光灯には、飛散フィルムを張って取りつけておりますので、もし授業中に揺れが激しい地震が発生し、現在の蛍光灯が落ちた場合、飛散することはありませんが、ガラスが割れ、それによる手足、頭のけがだけでなく、目に細かいガラスが入る可能性も高いと考えられます。しかし、現在のLEDは熱を持たないため、ほとんどの製品がプラスチックでできているため、私がLEDを折ったりしても割れることはありません。

そこで、現在小中学校及び保育所・保育園にてLED化の進捗状況及びどれくらいの利用率かをお聞きし、これからもふやしていく計画をしているのか、市長及び関係課長に答弁を求めます。

以上で1問を終わらせていただきます。御答弁よろしくお願い申し上げます。

○副議長（岡崎純男君） 答弁を求めます。上下水道局長。

〔上下水道局長 西川博由君登壇〕

○上下水道局長（西川博由君） 山中議員さんの質問にお答えいたします。

上下水道局といたしましては、災害時の応急給水拠点を11カ所設定しております。大籾、岡豊、十市の配水池、三畠、中部、日章、稻生の水源地及び香南中学校、鳶ヶ池中学校、久礼田小学校と今年度完成します伊都多神社の耐震貯水槽であり、各拠点から直接給水及び避難所や医療施設への運搬給水を計画しております。災害復旧の進捗状況に応じ給水可能な配水管を利用して給水基地を複数化し、給水の効率化を図りますが、各給水拠点では、応急給水栓での給水となるため運搬が必要となります。

各給水拠点には2名を配置いたしますが、水道局職員だけでは不足のため、水道経験のあるOBや水道検針員の方と災害時協力協定を結び協力をお願いしておりますが、状況によっては

それでも人手不足になります。背負える給水袋の配布もいたしますが、小さなお子さんを連れ
たり、高齢者等には大変だと思います。給水拠点の状況により運搬方法の検討も必要なんです
が、何よりもまず運ぶマンパワーが必要となるため、ボランティアや御近所の方の御協力をお
願いしたいと思っております。

以上です。

○副議長（岡崎純男君） 危機管理課長。

〔危機管理課長 中島 章君登壇〕

○危機管理課長（中島 章君） 山中議員さんの応急仮設住宅についての御質問につきまして
お答えいたします。

避難所での生活は、精神的にも肉体的にも非常に負担が大きく、体調を崩された方や避難所
を出て車中で避難生活を送られた方もいらっしゃいます。少しでも早く避難者の苦痛や不安を
解消するためにも、応急仮設住宅の早期の建設は必要なものであります。応急仮設住宅の建設
用地につきましては、現在のところ市の所有しております公園や学校等のグラウンドを考えて
おります。事前に応急仮設住宅の建設用地や復旧用資材置き場等として使用するための登録制
度である、災害応急対策協力用地登録制度での登録はありません。制度の改善点としましては、
制度自体には問題は見られないと思いますが、地域での説明会では、使用終了時に耕作地とし
て原状回復ができるのかが不安であるなどという意見があり、制度の説明や周知が十分でない
ところが登録をいただけない理由ではないかと思っております。今後は用地の確保につきまして少
しでも早く避難者の苦痛や不安を解消し、生活安定を図るために努力してまいりたいと思
います。

応急仮設住宅の建設につきましては、市町村が建設用地を手配し、仮設住宅の建設は県が行
うこととなっております。高知県はプレハブ建築協会や全国木造建設事業協会と災害時にお
ける応急仮設住宅の建設に関する協定を締結しております。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 情報政策課長。

〔情報政策課長 崎山雅子君登壇〕

○情報政策課長（崎山雅子君） 山中議員さんの災害時のホームページ設置に関する御質問に
お答えいたします。

昨日前田議員さんの御質問に対し答弁いたしましたとおり、現在災害時の情報発信につ
いては、SNSを中心に考えております。これは、東日本大震災のときに携帯やスマートフォン
を持って避難された方が多かったこと、これらの携帯端末は停電時でも利用できる可能性が高い

こと、携帯端末用の通信の復旧が比較的早いこと、発災時に携帯端末を使って手軽にできる情報共有・発信の手段があることによります。

ただし、これは発災直後のことでございます。大災害時には、避難所生活が長引く可能性があり、避難所運営の中で時間の経過とともに、効果的な情報共有と情報発信の手段が変化することは考慮する必要があります。東日本大震災のときも情報共有手段として、生活に必要な情報の共有などについて、避難者の方の評価は、臨時災害放送局からコミュニティーFMへと変化いたしました。情報共有、情報発信の手段が多ければ、住民の方の選択肢がふえ、発災後の時間経過に伴い状況が変わっても、状況に即した情報共有、情報発信が可能になると思います。ただ、災害時に利用するためには、災害時のみでなく平時においても利用し、なれておく必要があるということは考えておりますので、ホームページについては、SNSのような広く提供されているサービスとは異なり、どのような機能が必要かも含め、避難所運営にかかわる皆様の御意見も十分にお伺いする必要があると思われまます。これまで避難所ごとのホームページの開設は考えておりませんでした。御提案いただきましたこと、ホームページの利点等を考慮いたしまして、高専、事業者との協定も含め、御提案いただいた内容を考慮し、今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 教育次長。

〔教育次長兼学校教育課長 竹内信人君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） 山中議員さんから御質問のありました、学校におけるLED照明の設置についてでございますが、現在市内小中学校は、昨年度から非構造部材の耐震化を行っております。その工事の中で照明器具そのものを交換する必要がある場合には、予算の範囲内でLEDに交換を行っております。これまでも器具の本体を交換する必要がある場合には、LEDに交換をしてきておりますが、一斉もしくは計画的にかえるまでには至っておりません。現在1,445台のLEDを設置しておりますが、全体からいけば決して多い方ではありません。山中議員さんが言われますように、耐震性や耐久性を考えましてもLEDの優位性は認められますので、今後も大規模改修や器具の本体の交換時には、LEDへの交換を進めてまいりたいと考えます。貴重な御提案、ありがとうございました。

○副議長（岡崎純男君） 子育て支援課長。

〔子育て支援課長 田内理香君登壇〕

○子育て支援課長（田内理香君） 山中議員さんの保育施設のLED照明設置についての御質

問についてお答えをいたします。

公立保育所におきましては、まだLED照明の設置対応ができておりません。非構造部材耐震化対策として、財政担当と協議を重ねておりますが、早い段階で対応を進めてまいりたいと考えております。民間保育園におきましては、大篠保育園が平成27年度末にLED照明への交換が完了しております。5園の民間保育園は、部分的にLED照明への交換を行っており、残りを順次進めていく予定であり、残りの2園の保育園についても、現在検討していると確認しております。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 4番山中良成君。

○4番（山中良成君） 執行部の皆様、御丁寧な御答弁ありがとうございます。

まずは、給水場所の運搬等についてですけれども、上下水道局長のほうからも2名配置してあるというふうに言われておりますけれども。もちろん住民の方にも手伝ってもらうことは当たり前ですけれども、自分が熊本の西原中学校に行ったときには、やはりそこまでのなかなか運営が回らない状況が続いておりましたので、どうしても自分で運んでいく方が多い状況が続いておりました。上下水道としてそろえていただくのも必要かもしれませんが、またぜひとも自主防災組織のほうにもこのような事例があったということはお話いただいて、必要になる可能性もありますということは伝えていただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、仮設住宅の件ですけれども、課長につきましては、仮設住宅の重要性について認識されていることがすごいこちらもわかりました。ただ用地の確保については努力していくというふうにお答えをいただきましたけれども、これでは1年前と一緒の答弁になってしまいます。職員の方が一生懸命頑張って行動されていることは、自分も承知しておりますけれども、やはり熊本もそれによって仮設住宅を設置するのが遅くなったというふうな状況が自分も体験してわかってきておりますし、これが新聞等でも報道されております。だからこそ本市としては、少しでも耕作放棄地、普通の田んぼだけではなく、耕作放棄地になっている場所もしくは貸していただいた方に利点をつけることで貸していただけるようにして、少しでも仮設住宅を設置できる準備をぜひしていただきたいと思います。課長も本当に頑張っているのはわかっておりますけれども、この件についてぜひ進めていくと課長からお聞きしたいと思いますので、もう一度この件について質問をさせていただきました。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、災害ホームページの件ですけれども、先ほど言いました、先日前田議員にも地域SNSをやっていくというふうに言われておりましたけれども、先日課長も南国市PTA連合会

でも説明をされたと思うんですけども、なかなか普及がしづらいというのは事実です。なおかつSNSは、リアルタイムはすごい、自分たちもすごい活用できるんですけども、ただどんどん更新してしまうと前の情報が見づらい、もう見れない、探しにくい状況が続いてきますので、ぜひともそれが見やすいホームページをつくっていただければいいと思っております。先ほど携帯やスマートフォンというふうに言われてましたけど、携帯やスマートフォンでもホームページは更新できます。ワードプレスを使ってやれば、私もホームページを持っておりますので、それで更新することができますので、そこはもっと前向きに検討していただきたいというふうに思います。この件については御答弁は要りませんが、ぜひ進めていただきますようよろしくお願いいたします。

最後に、小中学校、保育園・保育所のLED化につきましてですけども、同じことを言うようですけども、やはりこれは本当にこれを提案したのには、先ほどの背景があって、熊本地震だけではなく、東日本大震災の際にも蛍光灯が落下して、ガラスがそのときには飛散、フィルムを張っておりませんでしたので、ガラスが割れて散乱してしまって、保育園、小学校、図書館からの迅速な避難ができなかったというふうに、当時のそちらの課長のほうから僕は聞きました。これは逆に危ないので、どうしても急いで逃げることができない。それによって津波にのまれることはなかったんですけども、これがもしのまれることがあれば、大変重大なことになると思います。先ほども言うように、蛍光灯は全てガラス管を使っておりますので、プラスチックに比べて衝撃に弱く、天井に取りつけているのにも重量も重いので危険性が高いというふうになっておりますので、ぜひLEDにかえることによって、少しでもその被害を少なくしていただきたいです。

なおかつLEDにつきましては、国は2020年をめどに白熱灯と蛍光灯については、国内での製造と国外からの輸入を実質的に禁止する方針を2015年11月に決めております。また、2020年以降、水俣条約によって一定量の水銀を使用した製品製造の輸出入が禁止になるようになっております。だからこそ、もうこの非構造部材を工事しているときにかえていただきたかったんですけども、その予算がまだ今ないということですので、市長ぜひとも来年度この予算をつけていただきたいと、この予算を考えていただきたいというふうに思っております。費用面でもLEDは高いのであれば、自分がインターネットで調べたときには、レンタルやリースもありますので、買うだけではなく、レンタルやリースという方法もあるかなど。それによってそういう危険防止を少しでも防いでいくということをしていただきたいと思っております。ぜひ市長のほうから、よかったら御答弁のほどをよろしくお願いいたします。

以上で2問目を終わらせていただきます。御答弁のほどよろしく願いいたします。

○副議長（岡崎純男君） 答弁を求めます。市長。

○市長（橋詰壽人君） 山中議員さんには遠路3日間にわたりまして、不眠不休のボランティア活動、本当に御苦労さまでございました。また、先ほど来復旧活動といたしますか、支援活動に参加されての経験、貴重な経験を早速今議会に御提案という形で、いろいろと我々執行部にいただきまして厚く御礼を申し上げます。

先ほど提案されましたLED化につきましては、既に所管しておる課に、どの部分からやっていくのか。個々ばらばらにやるのではなくって、今耐久性あるいは省エネ、経費削減、いろんな視点からLED化ということはもうそろそろ南国市も全体的に取り組まなければならない時期に来ておる、こういうように判断をしております。したがって、それをどこからどのような形で手をつけていくべきか、一番効率的かということでございますので、これはできるだけ早い時期に手をつけていきたい。先ほど議員御提案ございましたレンタルですか、そういうことも私も一度そういうお話も伺ったこともありますし、そういう手法で全体的なLED化について社の方針で提案していくという方法もあるようでございますので、そういうようないろんな方面から検討を加えてやっていきたい、そのように思います。

冒頭言われましたように、焼き魚とうどんですか、そういうことでやられたということなんですが、お話を伺っていて、ちょうど私お話ししたことがあるかもわかりませんが。阪神・淡路の震災のときに、地元の体育会を率いて神戸まで行ったんですが、そのときお話ししたと思うんですが、あの雪のちらつくテントの中でいた御老人の方に持っていったおにぎりを一つお分けしたときに、本当に久しぶりの銀シャリだなと言って、うまいうまいと言ってそのお年寄りが頬張った光景を思い出しながらお話を拝聴しておったんですが。残念ながらその明るく、中学校の校庭で炊き出しをしたのは私はカレーでございまして、そうですね、私にとっても貴重な体験でございましたが。いやそういうボランティア活動というのは、折に触れて体験して、その中で我々が被災者になった場合に生かせることというのは、必ずや幾つかあると思いますので、今後とも御提言をよろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章君） 山中議員さんの2問目の質問にお答えいたします。

仮設住宅の建設用地としましては、一まとまりの土地が必要になります。この場合、やはり地区としてまとまって取り組んでいかなければなりませんので、そのあたりのところを説明し

て建設用地の確保に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 答弁を求めます、ない。4番山中良成君。

○4番（山中良成君） 市長のほうからも答弁、本当にありがとうございます。市長がカレーをつくってしまったことは、私として申しわけありません、本当に。ボランティア活動をさせていただいたことは、本当にいい経験となりました。

また、ぜひLED化につきましては、お子さんのためでもあります。お子さんたちがどうしても避難していくのに、早く逃げるということは、特に保育所・保育園の方たちのお子さんはなかなか難しいと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

また、課長のほうから、私はこれからやっていくというふうに解釈をさせていただきましたので、ぜひとも早急に、また皆様とお話し合いをしていただきながら、建設課そして都市整備課の皆さんとも連携しながら、ぜひともよろしく願いいたします。

最後に、高知市のある建設会社さんが、折り畳みのコンパクトな緊急対応時マニュアルを作成しております。これは本当にコンパクトになり、自分も財布の中に入れております。これは本当によくできておって、自分の情報だけでなく、日ごろの準備、緊急時避難アイテム、NTT171の災害伝言ダイヤルのかけ方、あと心肺蘇生の手順、交通事故発生時の対応・手順、火災発生時の対応・手順、地震発生時の対応・手順等、絵もついて見やすくなっております。ぜひとも本市としてもこのようなコンパクトなものをつくっていただければ、財布やバッグの中に入れてやすいと思います。もちろん本市もA4判でつくられているとは思いますが、やはりいざ出るといときには、どうしてもコンパクトなものが私たち世代には本当に重要になっておりますので。ぜひとも、ちょっと高齢者の方にはちょっと見づらくもかもしれませんので、そこはデメリットかもしれませんが、ぜひともこういうのも参考にさせていただきながら、また地震対策のほうを進めていただきますようよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○副議長（岡崎純男君） 答弁よろしいですか。

（「構いません」と呼ぶ者あり）

—————*—————

○副議長（岡崎純男君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡崎純男君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明16日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会をいたします。

御苦労さまでした。

午後 2 時59分 延会